

第9回企画展「帝銀事件と登戸研究所」記録 特別プログラム講演会第2回「帝銀事件第二十次再審請求の現状」

ごあいさつ

山田 朗

明治大学平和教育登戸研究所資料館長

皆さん、こんにちは。本日は大変お寒い中、明治大学生田キャンパスにお越しいただき、ありがとうございます。私は明治大学平和教育登戸研究所資料館の館長の山田です。よろしくお願い申し上げます。

実は今日1月26日は、帝銀事件が起きたその日です。71年前〔1948年〕の今日、帝銀事件は起こりました。そういう日ですから、私どもの資料館で今やっております企画展の関連イベントとして、この日にどうしてもイベントをやりたいと考えました。現在、帝銀事件の第20次再審請求がおこなわれております。その再審請求弁護団の先生方と相談をいたしまして、ご協力をいただきまして、今日の企画を開催することができました。ありがとうございます。本日は特別に午後4時45分まで資料館を開館しておりますので、まだ企画展をご覧になっていらっしゃる方も是非この講演会の後にでも見学する事ができますので、お立ち寄りください。

おかげさまで、この企画展、沢山の方にご来場いただいております。やはり、帝銀事件のインパクトは大きなものがあります。この帝銀事件と登戸研究所の関係について一言触れさせていただきますと、帝銀事件は1948（昭和23）年1月26日に起きましたが、その帝銀事件に使われた毒薬が登戸研究所、これは陸軍の特殊な研究所で「九研」と申します。「第九陸軍技術研究所」というのが正式名称ですので「九研」と呼んだりします。その九研で作られた毒薬、青酸ニトリールが使用されたのではないかと当初から語られております。また、登戸研究所関係者が捜査の過程で様々な証言をしております。当初は「青酸カリではありえない」という様な証言をしていた有力な登戸研究所の所員もいます。ところが、平沢さんが逮捕された後になって「あれは誰にでも手に入る青酸カリだ。青酸カリでおこなわれた犯行なのだ。」とその方は証言を変えてしまいます。それはどうしてなのか、なかなか難しい問題ではあります。当時、日本国内では戦犯裁判がおこなわれていた。1948年というのは東京裁判の判決が出た年でもあります。BC級戦犯裁判も並行しておこなわれていたのですが、前年の1947（昭和22）年にアメリカ側は731部隊関係者に対する免責を決めました。情報を提供することと引き換えに、

そういった人たちを免責する（戦犯として訴追しない）、そういうことがおこなわれていたのです。これは明らかにそれまでの占領政策とは異なる、しかも同時並行で全く違うことがおこなわれた。一方で戦犯裁判をやりながら、もう一方で免責をする。こういうことがちょうど帝銀事件の捜査の過程とほぼ重なる時期におこなわれている。登戸研究所関係者も基本的にそのような免責措置を受けたと考えられます。

登戸研究所も人体実験をやっていました。何のためかという、暗殺用毒物・青酸ニトリルの開発・製造のために、人体実験を中国（南京）でおこなっていました。中国で人体実験をやったことを、まさに毒物の専門家として捜査過程に登戸研究所の関係者が証言をする。それから裁判過程においても証言をすることがありました。ですから、帝銀事件と登戸研究所というのは、切っても切り離せない問題であります。

実は、アメリカの占領政策が大きく転換する中で、登戸研究所関係者は米軍に雇われていくことになるのです。免責されただけではなくて、後には米軍組織の中で米軍の秘密戦に関わっていく。こういう様な流れがございます。ですから、1945年8月をもって登戸研究所はすべて終わってしまったのではなくて、戦後も米軍の秘密戦の中でその人々はずっと活動し続ける。ちょうどその中で帝銀事件があった訳です。戦後史を見直すということからも、帝銀事件の内容を掘り下げていく価値はあると思いますし、そもそも帝銀事件そのものがまだ終わった訳ではありません。現在、第20次再審請求がおこなわれております。私たちはこの帝銀事件を決して風化させてはなりませんし、戦後の非常に大きな冤罪事件として、これを多くの人に広めていくことが必要だと考えまして、今回の企画展、そして今日の講演会をやらせていただきました。

それでは、まず「第二十次再審請求に提出された自白・目撃供述の心理学鑑定書」という事で最初に浜田先生からご講演をいただきたいと思います。お願いいたします。

〔追記〕

本稿は、2019年1月26日（土）に明治大学生田キャンパス中央校舎6階メディアホールにて開催された第9回企画展特別プログラム講演会第2回「帝銀事件第二十次再審請求の現状」の書き起こしを加筆・修正したものです。本文中の（ ）内は資料館による補足です。

第9回企画展「帝銀事件と登戸研究所」記録
特別プログラム講演会第2回「帝銀事件第二十次再審請求の現状」

第二十次再審請求に提出された自白・目撃供述の心理学鑑定書

浜田寿美男

奈良女子大学名誉教授・立命館大学客員教授

はじめに

皆さん、こんにちは。紹介に預かりました浜田と申します。この事件とは、随分古い付き合いで、平沢さんが95歳で亡くなった後、息子さんが引き継いで第十九次の再審請求をおこなった時点から関わっていますから、もう三十年近くになります。

帝銀事件と登戸研究所の関わりについて言えば、研究所の生き残りがこの事件に関与したのではないかという、相当深い容疑のもとに捜査が進んでいく過程で、あるところではたっとその線が途絶える時期がありました。その後、人体実験とか毒物の研究とかには全く無縁の、当時日本画家であった平沢貞通さんが容疑の線上にあがります。事件は1948（昭和23）年1月26日に起こりましたが、その7ヶ月後の8月21日、平沢さんは小樽の実家で捜査官によって逮捕され、2日後に東京に移送されて取調べが進められます。その中で自白がとられていきました。

帝銀事件というのは、帝国銀行椎名町支店の銀行員など16名の方が毒物を飲まされて、その内12名の方が亡くなり、4名の方が生き残ったという事件です。これはもう歴史的な犯罪事件です。その帝銀事件に対して、平沢さんが疑われ、逮捕され、自白をして、起訴された後に否認に転じていくという平沢さんが巻き込まれた事件、これはあえて「平沢事件」と言っているかと思います。帝銀事件本体とこの「平沢事件」とは別ではないか。「平沢事件」は、帝銀事件をきっかけにして無実の人が巻き込まれ、自白に追い込まれて、裁判に持ち込まれ、死刑が確定し、死刑が執行されないまま獄中で過ごして95歳で亡くなったという、平沢さんの事件として、帝銀事件とはまた別の事件という位置付けが可能ではないか。そういう思いで、私はこの事件に関わってきました。お手元の資料は「虚偽自白を読み解く」という題で、自白の部分を抜き書きしたものを用意しています（本誌135～162頁）。出典は『もうひとつの「帝

銀事件』(浜田寿美男著、講談社選書メチエ、2016年)ですが、そのタイトルの「もう一つの」とはそういう意味です。12人の方が毒殺されて相当額の現金が奪われたという帝銀事件と、平沢さんが疑われて自白に追い込まれ、裁判で死刑が確定し、獄中で亡くなったという事件。これは実は全く別のものだった可能性がある。帝銀事件というと平沢さんの事件と言われていますが、実はそうではない。

私はこの事件以外にも、色々な事件の自白分析をやってきました。例えば、袴田事件。1966(昭和41)年に起こった事件で、1980(昭和55)年に死刑が確定。その後、獄中で再審請求を繰り返し、2014年に再審開始決定がようやく出たのに、去年(2018年)また取り消されたという事件です。袴田事件という名前と呼ばれていますが、静岡県清水市の味噌製造工場で起こった事件なので、地名で呼ぶとしたら「清水事件」。「清水事件」という一家4人が殺された事件で、全く無実の袴田さんがそれに巻き込まれて自白をさせられ、裁判で否認をしたが通らず、死刑が確定。獄中から長らく再審請求をするなかで、自分の精神を保てなくなって拘禁性の精神病の状態になり、30年近く経った段階でようやく再審開始決定が出る。同時に身柄も外に出ましたが、昨年また再審開始が取り消された。しかし殺人事件の「清水事件」とこの「袴田事件」とは別の事件である可能性が高いのです。

冤罪事件というのは、1つの犯罪事件をもとに起こるもう1つの事件、つまり無実の人が巻き込まれる事件ではないか。そうして冤罪事件は、1つの犯罪という人間の不幸の上に、無実の人をそこに巻き込んでしまうという、もう1つの不幸を重ねてしまう。さらに真犯人を取り逃がすという、第三の不幸をも重ねてしまう。あるいは遺族の方からすると、犯人だと社会的に見られている人が実は違う人で、恨んでしかるべき人を恨むのではなく、全く違う人を恨んでいるということにもなる。そうして冤罪事件は事件の不幸を二重にも三重にも四重にもしてしまふ。その一つの原形と言っていいようなことが、この帝銀事件でも起こっているのではないか。

平沢さんの場合は自白だけでなく、目撃者がいます。先程言いました通り16人毒物を飲み、12人が亡くなって、4人が生き残った。その4人の人たち。あるいは帝銀事件の前に類似の未遂事件があって、そこでの目撃などを含め、合わせて40何人かの目撃者がいます。その人たちの目撃供述がいかに歪められてきたのか、という問題も合わせて、目撃や自白の問題をどう見るのかということで、私は長くこの再審請求に関わってきました。

今日はその中で、平沢さんの自白がどういうものだったのかお話ししたいのですが、時間が限られていますので、かいつまんだ形でしかお話しできません。資料は先程紹介しました、私の書いた『もう一つの「帝銀事件」』(前出)から必要な部分だけを抜き出したものですので、この資料からおおよその流れだけを今は見ていただいて、もし興味があれば是非本を読んでいただけたらありがたいと思っております。

1. 事件と平沢氏の取調べ経過

事件から説明をしなくてははいませんが、大体の方は事件の概要をご存知だろうと思います。帝銀事件は1948年1月26日に起こった事件です。そのとき、実は私はもう生まれておまして、一歳でした。一歳の時ですから、もちろんこの事件をリアルタイムで記憶しているわけではございません。その私がもう72歳です。大学時代の知り合いを通して、別のある刑事裁判の仕事にたまたま巻き込まれて、やがて「こういう大きい事件があったので関与してほしい」ということで関わるようになりました。

それ以来、私も自白に関する鑑定を相当やってきました。この間ちょっと数えてみたら、殺人容疑の事件だけでも20件を超える状況です。もちろん、無実だという主張で依頼があっても、実は死刑が怖くて、あるいは刑罰が怖くて嘘で否認をしているケースもあるかもしれません。しかし、私が関わってきた中で、本人たちの自白、あるいはその後の弁明を聞いて、これはどう見ても無実の人の自白でしかありえないというものがほとんどです。

平沢さんの場合もそうです。無実の人が嘘で自白するなんてことはちょっと考えにくいと思われる方が多いかもしれませんが、私は日本の刑事捜査をずっと見てきて、今のわが国の刑事捜査の中に巻き込まれば、まずほとんどの人が自白をするのではないかと考えています。それは世間でよく言われるような、拷問があるとか、暴力が酷かったとか、そういうことで落ちているわけではないのです。平沢さんの場合も取調べ経過を見る限り、暴力を受けた形跡はありません。もし、拷問でもあれば、多くの人が「なるほど。それならしょうがない。自分でも自白する。」と感じるかもしれませんが、実際はそうじゃないところで起こっている。

平沢さんの事件は戦後の冤罪事件の、ある意味で象徴的な事件だと私は思っています。戦後10年、15年くらいは、つまり1960年頃までは、拷問によって落ちたと言わざるを得ないケースが相当あります。しかし、1960年代以降について言えば、直接拷問と言われるような形で落ちたケースはほぼない。もしあったとしても非常に珍しいケースだと思います。じゃあ、何故落ちるのか。これを説明すると時間がかかりますので、資料の最後（参考資料「虚偽自白を見抜くための「虚偽自白過程論」がいまもなお十分に認められていない現実」）に私がこれまでに色々考えてきたことを大まかにまとめた表がありますので、それを簡単に説明をしておきたいと思います。

無実の人が虚偽の自白に落ちる最大の原因は、端的に言ってしまうと、捜査側が被疑者を犯人だと思い込んで疑わないことです。取調官が「こいつに間違いはない」という形で取調べをする。それに対して巻き込まれた無実の被疑者は「やっていない」と言う。だけど相手は「お前がやったに違いない」と思い込んでいますから、「やっていない」ということをいくら言っ

も通らない。「やっていない」といくら繰り返しても、相手が聞き入れてくれない。これが虚偽自白を引き起こす最大の原因です。そんなことで落ちるのかと、みなさん言うかもしれません。しかし、それが丸1日、あるいは2日、あるいは10日、20日、あるいは、さらにそれを超えて繰り返されたら、どれだけの人が耐えられるでしょうか。私たちも人と口論になって、相手にいくら言っても聞いてくれないということがあるかと思えます。そうした時に日常の社会なら、「聞いてもらえないのなら結構です」と言って、その人と別れることで引きずらずに済ますことができる。しかし身柄をとられた被疑者の場合、そうはいかない。わが国の警察の取調べでは、身柄を取られて1件につき23日間取調べが可能です。1件につき23日ですから、もう一つ事件を重ねればその倍になる。否認を続ける限り、身柄を取られたままで取調べが延々と続く。いくら言っても聞いてもらえず、それが連日続くと耐えられなくなる。その中でどんどん苦しくなり「私がやりました」と言ってしまう。そうした構図が基本的だと私は思っています。もちろん、「私がやりました」と言っただけではで終わりません。「私がやりました」と言えば、「じゃあ、どうやったんだ」と捜査官から聞かれます。そう聞かれても、無実の人はやってないのだから分からない。じゃあ、「分かりません」で通るのかというと、もちろん通らない。「分かりません」と言えば、「また、否認するのか」となります。否認しても聞いてくれず、それが辛くて自白をしたのですから、もう「分かりません」とは言えなくなるのです。そうした状況の中で、もし自分が犯人ならどうしただろうかと、いわば自分が犯人になったつもりで想像をめぐらして犯行を語っていくこととなります。しかし、想像で語ると間違えます。頭で考えたことですから、捜査側が握っている証拠とはズレたものが出てくる。ズレたものが出てくると捜査側は、「え、そうか」と言う。そう言われたら、無実の被疑者は自分が想像で言っていることを知っているわけですから、間違えたんだと思って、「じゃあ、こうです」と言う。そうしたら「え、そうか」とまた言われる。「ああ、また間違えたんだ」と思う。そういうことを繰り返しているうちに、最終的に捜査側が握っている客観的証拠と合致する答えが出てきた時に「ああ、そうだろう」ということでそれが調書に記録される。そういう形で自白調書が出来上がっていくのです。そんなことがあるのかと皆さん思うかもしれませんが、しかし、捜査側が「こいつが犯人だ」と思い込んで譲らない姿勢を保ち続けるなかで、おのずと客観的証拠とおおよそ合致する自白が出来上がってくる。これは、無実の人の虚偽自白が出来上がってくる典型的な過程です。

平沢さんの場合は、まさにその典型例です。事件が1948年1月26日で、逮捕されたのが8月21日、取調べが始まったのは8月23日です。東京に移送されてから始まりました。最初の2日間は警察の取調べを受け、3日目から高木という検察官が単独でずっと付き合って自白を取っています。旧刑事訴訟法が戦後修正されて新刑事訴訟法ができるまでの暫定的な訴訟法の時代で、今とはちょっとシステムが違うのですが、いずれにしても一人の検察官がずっと付き

合って最終的に自白を取る。参考資料「事件と平沢氏の取調べ経過」の冒頭に、平沢さんの取調べ過程をⅠ～Ⅴまで区分してまとめてあります(本誌135頁)。8月23日から取調べが始まって、高木検察官が8月25日から取調べを始めて、10月7日まで担当します。最後に10月8日・9日の2日間でその上司である別の検察官がまとめの検察調書をとりました。その取調べ期間を見ますと、Ⅰの時期、8月23日から9月19日までは否認です。随分長く、ほぼひと月「やっていない」と主張し続けている。自白したのが9月20日、これがⅡの時期です。ただ、自白するまで、行きつ戻りつ、結構揺れます。「私がやりました」と言ったものの、どうやったのかほとんど語れていない、それが9月20日から22日の3日間です。そして9月23日からの3日間は、かなり具体的な話が出てくる。それが3日間続くⅢの時期です。具体的な話が出始めますが、それでも相当おかしい自白で、「やりました」と認めているが語れない、そういう時期です。Ⅳの時期、9月26日から10月9日までは丁寧に自白が取られて、最終的には「俺は帝銀事件の犯人だ」と、胸を張って言うまでになっていく。そうして最後Ⅴの時期、10月10日以降は揺れながら自白を撤回して、やがてははっきり否認に転じる時期になります。このように5つの時期に分かれます。

2. Ⅰ期 平沢氏の否認期(8月23日～9月19日)

参考資料「事件と平沢氏の取調べ経過」の囲みに警察官の聴取書を引用しました(本誌135頁～)。今の供述調書と違い問答形式でまとめられています。ですから、警察官が聞いて平沢さんが答えたことを記録している。もちろん、この通りに問答がされたわけではなく、その時の内容を問答の形に編集したと言った方がいいと思います。この警察官は居木井警部補という、平沢さんに狙いをつけて逮捕にまで追い込んだ功績者といわれている人ですが、この人が聞いている。「毒殺行為をおこなって金を奪った事実を述べよ」という追及に対して、平沢さんは「全然覚えがない事です」というのが当初の供述です。

最初はこうした否認から始まっています。ところが平沢さんには負い目があって、実は東京のある銀行へ行った時、順番待ちの番号札がたまたま自分の座っている横に落ちていて、それを拾ってどうしようかと思ったところでその番号が呼ばれて、ついフラフラと窓口へ行ってお金を受取ってしまったんです。自分のものではない通帳とお金を貰ってしまった事件、これは日本堂事件と呼ばれています。しかも、この通帳を使って詐欺行為に近いことをやってしまった。これが一つ負い目となっていて、高木検察官から帝銀事件の取調べを受ける中で、この日本堂事件を知らないかと追及を受けます。最初は否認しますが、自分がやったと自白する場面が参考資料「日本堂事件発覚」(本誌136頁)です。8月29日～9月1日、その4日間で最初

は否認していますが、「日本堂事件は私がやってしまいました」と認める内容に変わっています。高木検察官は、平沢さんが東京に送られてきた時、生き残りや目撃者たちに、この人かどうか確認しています。しかし、11人に見せても「この人だ」と断定した人は誰もいなかった。そこで、どうも「この人は違うのではないか」という心証を持っていたらしいのですが、この日本堂事件が表に出て、平沢さんがこれを自白したことで帝銀もやったのではないかと、有罪心証を強めたようなのです。日本堂事件が発覚してからは、更に徹底した取調べが進んでいったわけです。

先程言いましたように、虚偽自白が起こってしまう最大の理由は、取調官が「こいつが犯人に違いない」と思い込んで譲らないことです。つまり無実の可能性を全く考えないで取調べを進められた時に、いくら言っても聞いてくれない無力感のなかで無実の人が自白に落ちる。そういう構図です。平沢さんの場合も、日本堂事件の負い目があって、自分もそれはまずいと思っていた。一方で取調官が、「それなら帝銀もやったに違いない」と思うなかで、平沢さんは自白に落ちていったのです。

3. II期 平沢氏の自白転落過程（9月20日～9月22日）

参考資料「平沢氏の自白転落過程」は、9月20日から21日、22日、自白に落ちそうで落ちないという三日間です（本誌138頁）。自分の奥さんの弟を頼りにして、「義弟を呼んでくれたら本当の事を言うから」と言って、義弟がやって来て取調室で検察官の目の前で平沢さんとやり取りをするという場面もあります。身内の人を取調室の中に引き入れて話をさせるというのは今の日本の警察では考えられないことですが、参考資料「9月20日」の囲みの下から3行目に「何卒竜と合わせて下さい」と言っています。この「竜」というのが風間竜さんという、奥さんの弟さんです。「竜と合わせて欲しい。話をさせてくれたら自分は本当の事を言うから」というのです。そして実際に風間さんが呼ばれて取調室に来たら、竜さんに対して「どうか分かって欲しい、自分はやっていない」という。そこで検察官に「約束が違うじゃないか」と言って問い詰められて、「本当の事を言うからまた呼んで欲しい」ということを繰り返す。

参考資料「9月22日」のところに「最後の否認の訴え」と書きましたが（本誌140頁）、もう一度、風間竜さんがやって来た時に、やはり自分はやっていないということを切々と訴える場面がある。「御免なさい、ある事はある。ない事はないと十分申し上げますから、命にかけて申し上げますから、私は竜ちゃん、帝銀の事に関しては、天地神明に誓って犯人ぢゃありません。」こう言って、取調室のドアに頭を打ちつけて自殺しようとしています。彼は3回自殺を試みていて、これが2回目です。だけど、これは捜査側からすると狂言自殺、見せかけているだけだと受け

止められたようです。実際にドアに頭を打ちつけて死ぬというのはまず不可能ですので、そう見えてもしかたないかもしれません。

平沢さんはちょっと変わったところがあって、その自白過程でもこれが問題になってきます。昭和の初め頃だったと思いますが、日本画家の大家として名を成して、帝国博覧会に無鑑査で自分の作品を出せるような状況になってから、狂犬病の予防接種を受けて実際に罹ってしまう。高熱を発して死線を彷徨って、どうにか命を取り留めますが、脳障害を引き起こしていました。これはコルサコフ症候群と言われていて、脳障害を受けたことで記憶の障害を引き起こします。記憶を埋め合わせるかのように作話が出てくる、簡単に嘘をついてしまう、ありえない話をしてしまうというエピソードがいろいろありました。元々明るい人だったようですが、それ以降、大言壮語するようになって、周りが「えっ」と思うような話が出てくることがある。そうした問題が平沢さんの自白の背景にあって、自白には相当奇妙な話が出てくる。

4. Ⅲ期 平沢氏が自白を語り始めた最初の3日間（9月23日～9月25日）

ともあれ9月22日まで、平沢さんは揺れて、身内を呼んで「やっていません」と訴えたり、自殺未遂をしたりする。その後、いよいよ諦めていくのが9月23日からということになります。このときすでに逮捕から1ヶ月です。脳障害を持っている人が1ヶ月もの間、捕えられて取調べを受け続ければ、どういう状況になるのかを考えておく必要があります。ただ、脳障害という随分なハンデを持っていると思われるかもしれませんが、まともなところも多い。その意味ではあまり障害のところを前面に出すのも問題ですが、ともあれ、9月20,21,22日と揺れて、とうとう自分がやったと言わざるを得なくなるのが9月23日、本誌142頁のところです。

少し遡りますが、揺れているところで興味深いのは本誌140頁、風間竜さんと呼んでもらって、「介添えがあれば自白します」と言った後のことです。本誌140頁7行目のところに「色々聞きたい事を聞いた上で帝銀事件の犯人である事に付いて告白します」と、介添えがついたら告白すると言っている。それに対して検察官が「するとお前は帝銀犯人である事を自ら認めるのか」、(平沢)「認めて頂いて差支えないと思います」、(検察官)「いや、僕の方で認めるのではなくて、お前自身で自分が犯人と認めるのか」、(平沢)「認めます」、(検察官)「それでは、どう云う気持ちから認める事になったのか」、(平沢)「証拠があるし客観的に認めなければならなくなったからです」。こう言うのです。自分の体験で認めるのではなく、証拠があっというがないので認めますという。そして次の日のところで、もう引き返すことができない状態で自分が犯人として語らざるを得なくなります。ところが、本誌142頁の囲みの真ん中あたり、(検察官)「昨日の続きを少し話しなさい」。つまり、その前の日に「私がやりました。客観的にそ

の通りです」と認めた、その続きを喋れというのです。それで喋り始めた内容は、(平沢)「唯困った事は腕章も手に入らず…」。ここで「腕章」というのは、帝銀犯人が腕に着けていた腕章のことです。犯人は、「近所で赤痢が発生してGHQが今から消毒に来る。その近所の人々が午前中に銀行に来て何か手続きをしたので、赤痢菌が既に蔓延しているかもしれない。GHQが来る前に予防薬を飲んで欲しい。これはGHQが開発した優秀な薬だ」と言うんですね。その時に犯人は「東京都防疫班」と書いた腕章を着けていました。つまり東京都の疫病を防ぐ防疫班の腕章を着けた医者がそれらしく登場して皆さんに薬を飲ませたということになっています。これは目撃者の証言です。ですから犯人は腕章を着けていたはず。ところが、「私がやりました」と認めたことになっているけれども、(平沢)「唯困った事は腕章も手に入らず、薬も手に入らないので、どうして人殺しが出来るか、それでは辻褃が合わないので困ります」と言うのです。それに対して検察官は「腕章や青酸カリの事など気にする必要はない。こちらに判っていないと思う事は云はなくてもよい。お前の本当の告白であれば、それが本当であるかどうかを計る見当は十分あるのだから」と説得しています。

虚偽自白というのは無実の人が語るわけですから、やはり犯行を十分に語れないという特徴がよく出ます。平沢さんの自白はその典型的なものです。自分がやったということは認めるけれども、腕章が手に入らないし、薬も手に入らないので、どうやって人を殺せるか分からない、というのです。ここでおもしろいと思うのは、検察官がこのやり取りをちゃんと調書に載せていることです。検察官が冤罪を本当にでっち上げて、無実だと最初から分かっている人を犯人に仕立て上げようとするのなら、こんな調書を作るはずがありません。そういう意味では高木検察官の調書は興味深い。平沢さんが自殺未遂をする場面も調書にそのつど記録しています。

5. IV期 平沢氏の自白が出来上がり、犯人になりきっていく時期（9月26日～10月9日）

こうしたところからスタートして、その後も同じようなことを繰り返します。要するに、平沢さんはなんとか犯人になろうとしているのです。無実の人が冤罪に巻き込まれて犯人になろうとするというのは、一般の人にはなかなか分かりにくいと思います。私はこういう事件をたくさんやってきて、色んな事件に出会うなかで、冤罪事件では無実の人が自白に落ちた後は、やはり犯人を演ずる以外なくなるということに気付かされてきました。

その一つが、仁保事件という山口県的一家6人殺しの事件です。事件で間違われて取調室に引き込まれる人は、一般には事件の周辺にいる人たちが多く。例えば袴田事件は、事件が起こった味噌工場の住み込み工員をしていた人です。専務の家が焼かれて、焼け跡から4人の遺

体が出てきた。すぐそばの工場で住み込み工員をしていた袴田さんが疑われる。こういう構図です。このように多くの事件は周辺の人が疑われる。ところが、仁保事件で疑われたO氏は、山口県の事件現場近くの出身ですが、事件が起こった時に大阪にいて、全然事件のことは知らなかった。ところが、前科があったこともあって容疑の線上にあがって、軽微な窃盗未遂事件で全国に指名手配になり、事件から一年後に逮捕されて取調べを受けた。今だったらネット情報がどんどん流れていますから、日本全国何が起こっているかすぐに情報が入るかと思いますが、1954（昭和29）年の事件ですから、自分の故郷で起こった事件とはいえ、全然知らなかった。捕まって、えらい大きい事件で捕まったらしいという雰囲気は分かって、何の事件かは分からなかった。当時は取調べの過程にしばしば拷問があつて、O氏も結果的に拷問を受けて自白します。自白した後、取調官は取調べを録音テープにとったんです。その頃、拷問があつたということで、裁判で自白の任意性が問題になった事件が結構あつた時期でした。それで捜査側は録音テープで、自白している場面を録音して、これを法廷で流せば任意性を証明できる、つまり自分から喋ったと証明できるというので録音していたのです。拷問をして、散々痛めつけた拳句に自白に落ちて、そこから隣の部屋に録音装置を設置して、隠しマイクを使って録音テープにとっていたのです。ところが、「私がやりました」と言うまではよかったです、「じゃあ、どうやったんだ」と言われても、彼は事件の具体的なところが全然分からない。自分の故郷で起こった事件ですから、土地勘はある程度ありますが、事件が起こった現場の集落には行ったことがない。その家がどんな家なのか、どんな人が住んでいるかも知らない。そこで一家6人が深夜に全員布団の中で殴り殺された、とんでもない事件です。追いつめられて自白すれば、そこから取調官はその家にどこから入ったのかと聞く。ところが彼は分からなくて、苦しんでいる。その場面が録音テープに残されています。苦しくて、苦しくて、自分が犯人になったつもりで言おうとするが、「そこが分からない」。「自分は犯人だ、俺が犯人なんだと自分で自分に言い聞かせて、役者になったつもりで、犯人になったつもりでしゃべろうとするんですけどダメです」と言う場面がテープに入っています。つまり無実の人が犯人になろうとするんです。そういう形で虚偽自白は始まるということが分かります。

帝銀事件はこの仁保事件よりさらに前の事件ですが、同じことが起こっている。「やりました」と認めたけれども薬をどう手に入れたらいいか分からない、腕章も分からない。そういう形で具体的なところが語れない場面がいっぱい出てきます。事件の現場となったのは帝国銀行椎名町支店です。1948年ですから、戦後3年目のどさくさ時代で、銀行も建物をちゃんと建ててということではなく、民家を借りてそこを銀行代わりにしていた。銀行は3時に閉まりますが、事件が起きたのは銀行が閉まってからなんです。平沢さんの自白によれば、3時を過ぎて表玄関が閉まっているので通用口に行きます。通用口でお手伝いしていた人に支店長を呼んでくださいと言ったが、支店長はその日休みだったので支店長代理が出て来た。近所で赤痢が起こっ

た云々の話をする、「じゃあ、表に回ってください」ということで表玄関に回ってから入っている。このようにまず通用口に行ったことは真犯人しか知らない。もし、取調官の側が一切情報を提供せずに、被疑者が自分からこうやって入りましたと正しく言えれば、それは真犯人の証拠、所謂「秘密の暴露」に近いものになります。ただ純粋な秘密の暴露とは言えない。というのも、捜査側はこの事実を生き残りの人たちから情報として聞いていましたから、誘導することもできる。捜査を行った取調官が入手情報を伏せておいて、被疑者がこういう状況でしたと自分から言えたなら真犯人の証拠となりますが、平沢さんは全然しゃべれていない。そのことがはっきりと出ている。本誌 144 頁の囲みの真ん中下線部分を見てください。「大体銀行も何処から這入ったか憶へがないのだからそいつが困るのです」と言っています。

現場の銀行に入った経路に関しては本誌 145 頁の囲みの中に書いてあります。9月23日の2通目では「大体銀行も何処から這入ったか憶へがないのだからそいつが困るのです」と言っていますが、それが4通目の前半では「銀行はあいていましたが」と、開いていたことになっていて、「私が入ると、スッとしまった様な気がします」と言っているんですね。さらに4通目の後半になると「木戸が閉まっていたので裏口から入りました」と、ここでようやく通用口が出てくる。さらに「銀行の人に来意を告げましたら、入口を開けてくれたので入口に廻って入りました」と、まるで正面の入口から入ったかのように言うのですね。9月25日になってようやく、生き残った人たちが言うとおりの話が出てくる。「私がやりました」と認めている人が、こういう変遷の仕方をなぜするのかということなんです。自分が犯人だと言ってしまって、取調官も「お前が犯人だから言えるだろう」と、ヒントを与えずにしゃべらそうとしています。ところが、平沢さんはしゃべることができない。取調官は、「真犯人がこういう答え方をするのはおかしい」ということで気付いて然るべきところですが、平沢さんはコルサコフ症候群という疾病を持っていたために、色々けったいなことを言うことも実際はありうるかもしれないと思ったのかもしれませんが、よく分からないのですが、そういう形で取調官はやり過ぎしてしまいます。

それだけでなく、それ以降も同じような話が出てきます。薬もそうです。先程話が出たように、使われた毒物が青酸化合物だということははっきりしている。ただし青酸カリを飲めば、即効性で、普通は1,2分で倒れてしまう。ところが、薬を飲んでから数分間は16人の行員たち全員がちゃんとしている。毒物の飲ませ方も、まず湯呑茶碗にピペットで数滴垂らす。それを「お手本見せますのでその通りに飲んでください。非常にきつい薬なので、歯に直接当たると歯の表面のホウロウ質が腐敗してしまうので、舌を出して、舌の真ん中に乗せてぐっと飲んでください」と言って手本を見せた後、全員一斉に飲ませている。それから「こちらで時間を計りますから、1分経ってから次の薬を飲んでください」と言って、約1分後に水みtainなものを飲ませている。薬を2回に分けて飲ませているんです。2回目のは水みtainなものでした

が、最初は非常にきついもので、例えばウイスキーを始めて飲んだ人が喉を刺激されてうっとなりますね。そういう感じだったらしくて、それをみんな我慢して飲んだ。次の薬は飲んだら水みたいだったので、飲まされた人たちはさらに「水を飲みによってもいいですか」と聞いて、「いいですよ、どうぞ」と言うので、みんなが行内の蛇口がある所に駆けつけていった。その中で倒れていく。ですから即効性ではないわけです。無機の青酸化合物であれば即効的にすぐ倒れてしまふところ、数分間は倒れずに水を飲みに行ったりしてから、徐々に倒れている。これは遅効性の青酸化合物ではないか、それは旧日本軍が開発していたものではないか、ということで疑われています。なぜ遅効性の薬物の開発が必要かという、集団自決をする時や捕虜を一斉に殺す場合に、一斉にとっても（飲ませるまでに時間）差が出ますから、始めの方で飲んだ人が倒れ始めたら、後の人は飲まなくなる。遅効性だとみんなが飲んだ後で効くので全員を殺せる。そのために遅効性の青酸化合物が開発されていたというのです。そうした毒物が使用されたのではないかとされている。その飲ませ方も、2回に分けて飲ませたと、生き残りの人たちがみんな言っている。ところが、平沢さんの自白にはそうしたことが最初には出てこない。倒れるのも、「飲んですぐ倒れた」みたいなことを言っている場面がある。およそ現実の状況とは違う流れの自白が出てくることになります。23日以降具体的なことを語り始めますが、およそ現実とは合わないところから始まって、徐々に合いはじめて、だけど結果的に言うと最後まできちんとは合わない。例えば、はじめは有機の遅効性青酸化合物ではないかという見込みで旧日本軍の生き残りが容疑の対象になったのですが、結局はその線が消えて平沢さんが浮かび上がったわけです。しかし平沢さんの場合はせいぜい無機の青酸化合物、所謂青酸カリ等しか手に入る可能性はない。しかもいくら追及しても、青酸カリでさえも彼には入手経路が掴めず、その点は最終段階まで埋めることができなかったのです。

もっと面白いのは現場です。犯行経路について言えば、平沢さんには事件の日のお昼すぎまでのアリバイがありましたので、山手線で池袋に行き、そこから帝国銀行椎名町支店に来たということになっている。事件の際に、犯人が実際にどういう経路をたどって行ったかは分かりませんが、真犯人は近所で赤痢が集団発生してGHQがそれを消毒しなくてはいけないということで銀行内に入っているんですね。実際に現場の銀行の近くの長崎二丁目に相田さんというお家があ



図 犯行現場の周辺地図
(浜田寿美男『もうひとつの「帝銀事件」』、講談社選書メチエ、2016年、223頁より)

て、そこで赤痢が発生したのは事実としてあって、GHQが実際その日の3時前にジープでそこに出かけて行って様子を見ている。そして犯人は、相田さんというお家の人が銀行にやって来たことで、ここには赤痢菌が蔓延しているかもしれないと言っています。平沢さんが犯人だとすると、この相田宅で赤痢が発生していることを知っていなければいけない。平沢さんは自白の中で、池袋で降りて歩いて来て事件を起こしたと言っているのですが、その経路では赤痢が発生した場所を通らない。そこを通るためには大きく回り道しないといけない。とすれば、平沢さんはどうやってこの場所を通って赤痢の発生を知ったのか。そもそも椎名町支店で事件を起こしてお金を取ろうとしているのに、わざわざ遠回りをして偶然そこにGHQのジープを発見してから帝国銀行に来たというのは、どう見てもおかしい。

こういう語りを私は「逆行的構成」と呼んでいます。事件が起こってその結果は既に目の前にあって、自白に落ちた以上は、その結果を犯行筋書に組み込んで自白内容を語らなければならない。いまの点について言えば、捜査側は赤痢が発生していると犯人が言ったのはこの場所だと把握している。したがって、犯人は赤痢が発生したその場所を把握した上で銀行に来なくてはならない。つまり平沢さんが真犯人なら、ここで赤痢が発生したことを知っていますから、それを自然に組み込んだ形で犯行ストーリーを語れるはずですが、ところが平沢さんはそれができません。しかも平沢さんは、奇妙なことに3時10分位前に池袋に着いたと自白している。事件が起きたのは3時20分位ですから、現場まで結構急いでいかないと間に合わない。現に急いで行ったとも自白しているのですが、この「3時20分位」というのは結果の話であって、そのときの犯人の視点からすれば、その「3時20分位」である必要はなくて何時に事件を起こしてもかまわない。「遅くなったので急いだ」なんてことを自白で言っているのですが、遅くなくても別に関係ない。事件の起こった時刻は、結果的にそうなったというだけのことですから。しかも、急いだのであれば銀行に直行すべきところを、ぐるっと回って行ったというのです。平沢さんはその経路を実際に手書きで図面に書いています。それによると池袋から来て真っ直ぐ行けばいいはずなのに、途中でぐるっと遠回りをしてジープを発見し、縄張りをされている家があったので、何かあったんだろうと行ってみたら相田さんのところだったということになる。しかし、予知能力の持ち主でもなければ、遠回りする理由がない。けれど平沢さんが犯人だったらこの位置を知らなきゃいけないので、ここに行かざるを得ない。結果として起こったことを犯行ストーリーの中に組み込むしかないのです。こういうのを逆行的構成と言っています。順行的に見れば、なぜそこで曲がる必要があったのかが説明されなければならない。しかしその理由がないのです。そのために結果としてある事実を犯行の中に組み込んでいこうとして、予知能力などないふつうの人間としては考えられない不思議な話になってしまう。逆行的構成とは、結果を後から自分の犯行として組み込んで構成するというので、そのためにおよそ不自然な話になってしまう。こういうことが冤罪事件の自白の中に典型的に表れ

る。平沢さんの場合もそういう部分があちこちに見られます。

平沢さんは「私が犯人だ」と言って、「だけど、どうやって語ったらいいのかわからない」というところからスタートして、事件の後に残された客観的証拠を説明するストーリーを作りますが、結局は事件の全体を説明することは出来ない。そういう形で、ずっと犯行自白が展開していく。ただ不幸なことに、彼は最後にその中で犯人になりきっているんですね。そのことが、本誌 154 頁辺りから書いてあります。私がやりましたと言って語るものの、きちんとした自白が出てこないのが高木検事がすごく苛立っている。そうした場面が調書に残っています。あるところから、妄想めいた話も入ってくる。自分が犯人できれいな体になって戻ってくる、みたいな話で、普賢菩薩がどうのこうのとか、そういう話が散々出てきて、そこからすっかり自分は帝銀事件の犯人だというふうに思い込んでいく。そして、最終的には上司の検察官が見事な調書を作って、それが自白として、証拠として裁判所に提出されているのです。

6. V 期 自白を撤回し「帝銀犯人」から降りていく時期（10月10日～11月18日）

平沢さんには弁護士が付いていたんですが、自白完成後に弁護士がやって来た時の場面が本誌 157 頁の囲みのところに出てきます。起訴されて、身柄が小菅の拘置所に移されて、弁護人が面会に来た時のことです。これは弁護人の「上告趣意書」の中に書かれています。最初は「私が犯人ではありません」と言っていました。そのうち「しかし私は今は結構たのしいのですよ。夜になると仏様が毎晩来て歌の遊びをしているのです。私はもう現し身でなくて仏身なのです。だからたのまれば何にでもなりますよ、帝銀犯人にでも何にでもなりますよ」と言って、その瞬間たちまち彼は犯人になった。「俺は帝銀犯人だ」と胸を張ったというのです。平沢さんは自分が犯人だと言って犯行ストーリーを語っているうちに、とうとう犯人になってしまった。弁護人に対して、一旦は否認したけれども、「何にでもなりますよ」と言って帝銀犯人だと胸を張る。ところが、さらに一週間後に行った時にはそのことを覚えていない。結局、はっきりと「自分はやっていません」と言えるようになったのは、更にひと月以上経ってから。催眠術から覚めた様に「俺はやっていない」ということに気付いたというのです。

おわりに

犯人ではない人が犯人になりきって犯行を語るということはどう理解するのか。これは平沢

事件の最大の謎です。平沢さんはやっていないにもかかわらず犯人にならざるを得ない立場に置かれて、自分が犯人になったつもりで語っているうちに本当に犯人になってしまった。その後、弁護人との付き合いが深まる中で、ようやくそこから覚めて、無実の自分に戻ることができたのです。そこにも一定の心理学的理由がある。そのことを私の本の中で書いています。

自白は非常にややこしい経緯をたどっていますので、ぜひ一度本を手にとって読んでいただいたらうれしいなと思います。時間を超過して申し訳ありません。ありがとうございました。

〔追記〕

本稿は、2019年1月26日（土）に明治大学生田キャンパス中央校舎6階メディアホールにて開催された第9回企画展特別プログラム講演会第2回「帝銀事件第二十次再審請求の現状」の書き起こしを加筆・修正したものです。本文中の（ ）内は資料館による補足です。

第9回企画展「帝銀事件と登戸研究所」記録
特別プログラム講演会第2回「帝銀事件第二十次再審請求の現状」

冤罪事件の原点としての帝銀事件

山際 永三

映画監督, 帝銀事件再審をめざす会代表

はじめに

山際と申します。「帝銀事件再審をめざす会」という会を作って活動しております。今日は大勢の方がわざわざ遠いところ、帝銀事件に関心を持ってくださって来ていただき、本当に感謝いたします。

先程から話が出ている通り、帝銀事件はもう第二十次という（再審請求がなされています）。これは日本の冤罪事件の中でも非常に珍しい。例えば、免田栄さんは死刑から再審で無罪になりましたが、（免田事件と呼ばれる1948年熊本で起こった殺人事件の被告として死刑判決が下されるが、のち再審で1983年無罪となる）第六次再審でやっと無罪になって出てきたという事です。再審というのは何度やってもいいので何遍でもやるんですが、新しい証拠がなければ駄目という事で却下される例が多いんです。帝銀事件はなんと二十次まできてしまった。これは一体どういう事なのかという事を今日お話しして、皆さんにご理解いただきたいと思います。

私は映画監督を仕事としております。1970年代は円谷プロダクションでウルトラマンシリーズなどを撮って、もっぱら子供のためのテレビ番組を撮っていました。その頃、ちょうど70年代にいくつかの冤罪がありました。そういう事件に携わって冤罪の恐ろしさ、冤罪が何でこんなに多いのかという事を考えさせられました。その過程でお会いしたのが、この帝銀事件の支援を当時一生懸命やっておられた森川哲郎さんという方です。この方にお会いして色々アドバイスを受けて、冤罪というのはこうやって闘っていかなくちゃ駄目だという事を教わったりもしました。

そんな事で私も1970年代から帝銀事件支援の会員にはなっていたんですが、何かの役に立つ事もできないままでした。平沢さんの養子になっていた森川哲郎さんの息子さんの森川武彦

さんが後を継いで再審請求を続けてきました。再審は肉親じゃないとできないという規定になっています。外国では第三者が再審を起こす場合もあるらしいんですが、日本では相続人じゃないと駄目なんですね。そういう事で、平沢さんの養子になった武彦さんが、平沢さんの亡き後に再審請求をおこないました。これが十九次です。その武彦さんも本当に悲惨な状態の中で亡くなってしまい、孤独死のような状態で亡くなってしまったので、その後を継いで、平沢さんの系統の親族の方が第二十次を起こすという事になりましたので、我々がもう一度やる事になり、弁護団も支援者もなんとか頑張ってやっていこうというところでございます。

浜田さんがもう話していただいた通り（本誌 121～162 頁参照）、日本の冤罪の特殊性と言いますか、拷問がなくても長期間あだこうだ言われると、人間は何とか取調べの場から逃げたいという気持ちで、裁判になれば何とか分かってくれるだろうという気持ちで犯人になりきってしまう。こういう病的な心理に陥っていく、という事が他の事件でも共通してあります。取調官は「秘密の暴露」を目指して捜査をして、今まで警察が知らなかった事を容疑者が自白すれば、それは犯人が自分で暴露したという事で警察が使う訳です。浜田さんが研究して明らかにされた事は、犯人じゃないから知らない、知らないから「無知の暴露」（強要されて自白を創作するが、実際とは違う事）という形でトンチンカンな事をどうしても残してしまうんですね。取調官も自分が現場にいた訳じゃありませんから、トンチンカンな事も受け入れて書いてしまう。それが調書です。そんな事で、日本では非常に冤罪が多い。

私のレジュメ（本誌 174 頁）は、表面に「日本における冤罪の系譜」、裏面に帝銀事件の年表を書きました。この帝銀事件の年表を見ていただければ大体この第二十次までの事が分かると思います。このレジュメで帝銀事件の事だけではなくて、他の冤罪事件についても若干お考えいただきたい。それが私の今日のテーマです。

勿論、ヨーロッパのイギリス・フランス、それからアメリカにも冤罪はあるんですね。冤罪はあるんですが、ヨーロッパの場合、特にイギリスでは冤罪が起きた場合、警察・捜査のシステムとか、司法関係が、今後は冤罪を起こさないようにしようとしている訳です。イギリスの場合は死刑になった事件の冤罪が後で分かったらしくて、これじゃいかんという事で。例えば、取り調べには弁護士が立ち会わなきゃいけないとか、色んな人権的な事をはっきりさせていく。弁護士が立ち会わないで取った調書、自白が証拠として採用されないという事になると、警察官も自分がそういう疑いを持たれないために、弁護士を呼んで弁護士立会いのもとに調書を取るという事を喜んでやるようになる。つまり、捜査そのものの体質が変わってくる訳ですね。そういう改革をイギリスとか、フランス、アメリカなどはやっていると思うんです。ところが日本の場合、まったくその反省がないんですね。これが、私が今日言いたい事の第一なんです。

日本では冤罪が多いな、という事はなんとなく報道でお分かりだと思うんですが、最初から「この事件は冤罪だ」と言う報道はしないんですね。そんな事を書いた新聞やテレビはほとん

どありません。最初は「犯人は捕まった。やれやれこれで安心だ」というような報道が多い。平沢さんの場合は、「北海道から連れてこられた有名な日本画家・平沢貞道さんが本当に犯人か？」というような論調がずいぶん新聞なんかには出ていました。しかも北海道から護送してくる時、真夏なので暑いにも関わらず毛布を掛けて荷物のように誤魔化して、ずっと東北本線の列車に乗せてきたのを見て、新聞記者が「これは人権侵害だ」と言ってですね、その事が国会で問題になる位に平沢さんの「白」説が最初はあったんです。ところが8月に捕まった後、9月になって平沢さんが自白したとなったら、もうコロッとひっくり返る。当時テレビはありませんが、新聞はもう完全に平沢「黒」説にワーッと流れていったという事実があります。戦後民主主義といわれた時代ですから、新聞記者は威張っていましたね。例えば裁判でも報道のカメラが裁判所の法廷の中に入って、しかも裁判官の後ろ側から法廷を撮影する。要するに「平沢さんの帝銀事件の裁判は大事件だから報道の自由があるんだ」と新聞記者が威張っているような時代だったんです。ところが、自白したとなったら戦後民主主義がガラッと駄目になった。そういうことが平沢さんの事件で言えるような気がします。それほど日本の戦後民主主義が弱かったと言いますか、まだ本物じゃなかったということなんですね。

1. 袴田事件および狭山事件

(1) 袴田事件

レジュメにも書きましたように、他にもたくさんある冤罪の中で特に袴田事件、「清水こがね味噌会社事件」と最近言われておりますけれども。先程、浜田さんが、袴田事件は別の角度から見れば「清水事件」と言った方がいいんだという事を言っていました。この袴田事件は、1966（昭和41）年ですから、帝銀事件から比べればだいぶ後の殺人事件です。死刑判決となった事件ですが、一審の裁判官だった熊本典道さんが、後で、今から10年位前になって「間違っていた」と告白をするような事件でした。要するに「自分は死刑（判決）には反対で、有罪ではないと思ったが、あとの二人の裁判官がどうしても『これは有罪だ』と言うので自分は負け」という事を涙ながらに告白する。その場面を記憶されてる方もいると思います。

この袴田事件は、そういう意味では非常に珍しい展開をした事件ですが、事件当時の新聞報道を見ると、袴田さんの人格的な欠点とか、元プロボクサーだから暴力を振るうんだとか、男女関係がこうであったとか。プライバシーを全て暴露して「袴田が怪しい」という論調の新聞が続いています。中でも当時の毎日新聞静岡支局は、警察と一緒に袴田さんを追い詰める事をやっている。袴田さんは、当日火事になったので消火活動で屋根へ登るような事もやったらしくて、怪我をされたんですね、手のどこかに。何か所か怪我をして、その怪我を包帯で

巻いていたら、「あの包帯は一家四人を殺す時に刃物で出来た怪我だ」というような事を書き出したのは毎日新聞。その支局長がその経緯をずっと書いている本も出ています。もう、自慢話タラタラなんですね。支局に警察官の方からやって来て、「今日はこういう事がある」とか「袴田をいよいよ逮捕する事にしたから」とか、警察官から情報が知らされてくる事を手柄話として書いています。他の新聞はあまりそこまで酷くはないんですが。記事の数も圧倒的に毎日新聞が多かったんです。テレビのない時代ですから、新聞は報道の先端を行っていますから、なんとか自分たちがその一番先を行くんだという功名心に駆られて、捜査と一体となった事を平気でやっているのが袴田事件で分かる訳です。

最近の袴田事件の再審で、DNA鑑定により再審が開始になったが、そのDNA鑑定が実は正しい鑑定ではないという意見でひっくり返って（再審が取り消された）。一旦釈放された死刑囚の人をどうするのか、最高裁は再収監するのかという事は、我々、冤罪に関わって運動している人間にとって、今、最も大きな問題です。袴田さんがまた死刑囚として再収監されるような事になれば、本当にもう「日本の司法はここまで墮落したか」と言わざるを得ない状況になる。だからこそ袴田さんの問題は非常に重要です。この袴田さんの再審開始決定をおこなった静岡地裁の裁判官は袴田さんについて「これ以上拘置しておく事は耐え難いほど正義に反する」とまで書いたんですね。つまり、その静岡地裁の裁判官は珍しく正義感に燃えた人で「これ以上、袴田さんを死刑の危機にさらして拘置所に入れておくのはもう耐え難い」という様な事まで言って釈放してくれたんですね。冤罪の可能性のある死刑囚が釈放された例は日本では近代、明治以来全然ありません。袴田さんが唯一です。現在は最高裁で審理中ですが、最高裁でひっくり返ってやっぱり再審がダメだという事になった場合、法律的な理屈から言えば袴田さんはまた再収監されなくちゃおかしい訳です。だけど、そこまでやるのかというのが我々の考えです。

DNA鑑定だけが問題じゃないんです。袴田さんの事件は本当に証拠の数が多くて、もう次から次へと色々な問題が出てくる。今DNA鑑定している5つの着衣、これは裁判が始まって一年後位になって味噌樽の中から見つかったっていうものでしょ。明らかにおかしいんですよ。最初にはパジャマ姿で犯行をおこなったと言われていた。要するに、パジャマに血が付いていたから、彼はパジャマ姿で犯行を行い、消火活動もしたのだと。だから血が付いていて当然なんだと。でもその血たるや点々みたいなものでね、出血した血じゃないんです。それが一年後になってその5点の着衣っていうのが出てきて、血のベツトリと付いたズボンだのシャツだのが出てきたもんで、検察がそれをまた証拠として出した。検察がわざわざストーリーを変えてですね、これが本物の着衣だという事を出してきた。その5点の着衣のDNAが問題になった。確かにDNA鑑定っていうのは非常に微妙なもので、ある意味では科学的と言える訳ですがDNA鑑定だけが問題じゃないんです。その他いろんなものがたくさんあって、単なる状況証拠じゃなくて、もう「袴田さんが犯人ではない」と思える証拠もたくさんあるんですが、そ

れが段々と DNA 鑑定だけの問題になってきている。これは我々にとっては本当に嘆かわしい事です。そういうわけで、今、最高裁に行っている袴田さんの事件がどうなるか、袴田さん自身が再収監されるかどうか、これが大問題です。

(2) 狭山事件

もう一つ、狭山事件というのは、袴田事件よりちょっと古い 1963（昭和 38）年の埼玉県狭山市で起こった誘拐殺人事件です。一審で死刑判決、二審では無期懲役になって、長い間千葉刑務所に入っていた石川一雄さんが 1994（平成 6）年に仮釈放になりました。第一次、第二次、第三次と、いま第三次再審請求をやっているところですが、これがまた証拠が非常に多くて、いろんな証拠があるんです。でも、これがことごとく自白とは違う。石川さんの自白とか、実際の犯行の態様とも矛盾する物的証拠がたくさんあります。DNA 鑑定は問題になっていませんが、多くの問題があります。これについて狭山事件の再審弁護団は非常に数多くの鑑定書を提出しているのです。最初の判決で出た話からちょっとずつ違ってくる。つまり判決で認定した事が、弁護側の再審請求の過程で、出す証拠によって崩れていく。崩れたなら、本当は冤罪だと言えればいいものを、裁判官が「いや、こうも解釈できる」という具合で解釈論を展開する。あくまでも「再審を開始しない」という結論に持っていくために「ああだこうだ」と解釈論をやる。つまり最初の実事認定、判決が、段々とニュアンスが変わってくるという課程が狭山事件では起っています。

この様に日本の冤罪は困ったもので、先程言いました袴田さんについて「これ以上拘置所に入れておく事は人道に反する」というように言った裁判官、DNA 鑑定を認めた裁判官、そして東京高等裁判所の「それはダメ」と言った裁判官、その決定内容の違いは天と地の差なんです。だいたい裁判で、人によって、あるいは裁判所の部によって、こんなに解釈が違ったら日本は法律なんていらんじゃないかと言いたくなる位に、まるで違った内容の決定が出てしまう。それ位、日本の裁判所はある種、論理的におかしくなっているんですね。

裁判というのは、ある意味、国の根本なんです。それこそギリシャ時代から、裁判はちゃんとしていないといけないと言われていた。それは人間の世界では当たり前というか、非常に重要な事であって、裁判が間違ふなんて事は許されない。人間社会で酷い事はたくさんありますが、酷い事があつた上に裁判がいい加減だったら全てがガタガタになる。それ位、裁判は重要な訳です。日本ではその危機に陥っているという事を皆さんご承知おき願いたいと思います。

2. 戦後（第二次世界大戦後）の冤罪

(1) 敗戦直後の世相

戦後、つまり、帝銀事件が起きた頃の状況を思い起こしていただきたい。ご存知の通り、1945（昭和20）年8月15日にポツダム宣言を受諾しました。8月末頃から進駐軍が来て、マッカーサーが来て、GHQが出来る、という様な具合に進んでいきました。終戦時の内閣は、東久邇宮という皇族が総理大臣だったんです。ところがGHQが「皇族を総理大臣にしているは駄目だ、日本も民主化しなくちゃいかん」という事で幣原喜重郎さんという、やりベラルな人が10月に総理大臣になった。この時ようやく、終戦後一ヶ月以上、二ヶ月近く経ってから、やっと治安維持法の関係者が釈放されるという位、日本の民主化は遅れていくんですね。戦後、GHQが来てすぐ民主化されたと私たちは考えがちですが、実は終戦後二ヶ月くらい、治安維持法関係者は府中刑務所にずっと入ったままでした。当時の憲兵がピストル振りかざして府中刑務所の中に入ってきて、「お前ら生きて逃がさないぞ」と言っていたとか。そういうエピソードがある位、府中刑務所の中では「今出たら殺されちゃうよ」というので、治安維持法関係者は何十人もいたらしいんですが、密かに外と連絡を取ったりしながら（釈放を）待っていたそうです。その間に新聞記者、ジャーナリストが見に来たそうですが「また進駐軍が来た」とってみんなビクビクしていたら、実はフランスの通信社の人で、その新聞記者が「日本では思想犯がまだ府中刑務所にいる」と暴露してやっと釈放された。終戦から二ヶ月後に思想犯がやっと釈放され、三ヶ月後に戦争犯罪人の逮捕が始まるというような具合で、日本の民主主義はパッと変わったんじゃなくて、徐々に徐々に変わっていった。つまり「治安維持法はまだそのままにしておけ」とか、「天皇のシステムを変えちゃいけないんだ」とかいう勢力がまだまだいたんですね。ですからGHQが次々と戦争犯罪人を巣鴨の拘留所へ送り込む中で、抵抗勢力を少しずつ排除していくという事があり、翌年1946（昭和21）年に公職追放と言って、官僚とか学校の先生とか、いろんな人が戦争協力したという事で公職に就けない、追放されるというような事もありました。ところが裁判官にはそれがなかったらしいんです。検事も、いわゆる特高の警察官も、アメリカが来た、進駐軍が来たと言ってすぐ別の部署に配属替えになったりする。そして何年か経ったら元に戻る。日本の公職追放というのは非常にザルでした。翌年あるいは翌々年あたりで、日本の民主化はどんどん後退していくという状況がありました。1947（昭和22）年に新憲法ができる訳ですが、刑事訴訟法はまだ改正ができていなくて暫定という事で、応急処置法というのが新憲法に則って裁判をやることと決めたにも関わらず、平沢さんの裁判はほとんど旧刑事訴訟法のやり方で進められたという状態でした。

この帝銀事件が1948年1月ですが、その少し前に寿産院事件という、何と八十何人もの赤

ん坊が殺害される事件がありました。この産院に赤ん坊を預けると、産院はほったらかしにして殺してしまう。床下にみんな置いていたという、そんな悲惨な事件です。終戦直後の混乱で、それほど命を粗末に扱っていた。日本の全体が悲惨な状況の中で変わろうとする、新憲法に則って変わってこうという勢力と、昔の勢力をそのまま温存したい、天皇を戦犯にはしない、という勢力。日本の中のこうした矛盾が散々ある中で、2年目、3年目が過ぎていく。そういう時に帝銀事件は起きたという事なんですね。ある意味、日本人は殺し合いをしてきた後ですから。空襲で死んだ人も何万人といる。ですから雰囲気として、日本人全体が人間の死体を見る事について少しも抵抗感がないような時代、とっていただいていたいいと思います。そんな時代に帝銀事件が起きて、銀行で16人に毒を飲ませて12人殺したとなったらこれは大事件である事は確かだけれど。何というか、日本がまだドロドロの状態の中で帝銀事件は起きたという事を考えていただきたい訳です。

この年表を見ていただくと（本誌174頁）、1949（昭和24）年、帝銀事件の翌年になって現在のJR、国鉄が10万人の首切り（解雇）をしました。戦争中、鉄道は大切ですから相当大勢の人が雇われていた。その首切りの時の国鉄の総裁が下山（定則）さんという人です。下山さんは技術畑の人で、国鉄で育ってきただけに、自分が首切りをやらされるのを非常に悩んだらしくて。下山事件は（下山総裁が）鉄道に轢かれて死んだという事件ですが、下山さんはその前から、数日前から精神状態がおかしくなっていて、アイスクリームを食べていてポタポタ落ちるのに気が付かなかったとか、フラフラ歩いていたとか、そういうエピソードがある位です。下山事件は自殺だと、自分が首切りの中心に置かされるのが嫌で、追い詰められた挙句自殺したという事を、松川事件（1949年福島で起きた列車往来妨害事件）の被告だった佐藤一さんが『下山事件全研究』（時事通信社、1976年）というこんな分厚い本に書いています。我々、冤罪に関わる人間が、一つのリトマス試験紙にしているのが下山事件なんです。下山事件は他殺だっている人は私らの仲間ではないんです。そこを皆さん是非ご承知おきください。もう非常に酷い言葉で言いますが、下山事件は自殺なんです。ところが当時の朝日新聞が他殺説の立場をとっているんですね。で、毎日新聞は自殺説ですよ。この毎日と朝日の角突き合いの中で、松本清張という小説家が下山事件はGHQの謀略だという事を書いたために、下山事件と、その少し後の三鷹事件、松川事件、この3つの事件が戦後の大冤罪事件として、今までずっと日本では言われてきた。ところが、私に言わせれば、その前に帝銀事件があるじゃないかと、帝銀事件こそ冤罪の原点だというのが私の考えです。確かに三鷹事件、松川事件にはGHQの謀略の関与もあるように思えるんですが、帝銀事件にも旧日本軍の秘密部隊の研究をアメリカが利用するためにGHQが捜査に介入したという話はあながち嘘ではなく、確かにその通りだったのかもしれないです。当時GHQは全てを管理していますから、GHQが色々介入してくるのは当然の事ですが、下山事件は自殺だという事だけみなさん頭の中に入れておいていただきたいと思い

ます。

戦後の混乱の中で帝銀事件は起きたんですが、先程の浜田さんのお話にもある通り、帝銀事件は典型的な自白冤罪事件の兆候がはっきりしています。全く物的証拠がない。平沢さんが薬を持っていたとか、そういう決定的な証拠が何にもなくて、ただただ自白と目撃者の「似ている」という証言だけで死刑になるという事件です。自白そのものを分析していけば、警察のいう所謂「秘密の暴露」とは違い、平沢さんが事件の事を知らない「無知の暴露」であるという事が色んなところに見えてくる。そういう事を浜田さんは鑑定書に書いてくださった訳です。私らはもう1970年代から関わっているんですが、帝銀事件をちゃんと再審まで持っていく事が出来なかった。平沢さんは獄死してしまい、その後も何もできなかった。本当に決定的な事がなかなか出来ないまま今日まで来た。私が森川哲郎さんに最初にお会いした時は、平沢さんがいつ死刑執行されるのか、何とかそれを阻止できないかという事で一生懸命でした。支援者、あるいは弁護団の立場からすれば、新しい証拠を出して再審を開始するという事ももちろん重要だけれども、何としても死刑執行されないようにするんだ。そのためには国会議員を巻き込んで、政府と交渉して、法務大臣と交渉してやらなくては駄目だという危機感に追われているような時期でした。多くの法務大臣が判子を押す事を躊躇したために、平沢さんは97歳まで生き延びて八王子医療刑務所で亡くなったというのがこの事件です。きちんと帝銀事件を問題にし、第二次大戦後の冤罪の始まりである帝銀事件をちゃんとクリアできなかった。我々の力が及ばなかったという残念さ、駄目さ加減がある事は重々承知の上で、私は今、第二十次再審に参加している訳です。

(2) 松本清張史観批判

先程ちょっとお話した通り、松本清張は非常に有名な人で、新聞記者から小説家になった人です。一時期、1970～80年頃かな、松本清張原作でテレビドラマを作れば大当たりするのが続いて、松本清張といえば大作家と、テレビではまつり上げられる時代が続いてきました。ところが、帝銀事件に関しても、それから下山事件に関しても、松本清張さんは何でもGHQのせいにしちゃうんですね。もちろんGHQの影は来ているから、真犯人はGHQに近い人間だと言えとしても、GHQのせいばかりにすると真犯人があっちの方にいると言っても裁判所は取り合わない訳ですよ。真犯人を突き出して冤罪が晴れた例はほとんどない。真犯人を追及するのは、冤罪事件ではあまり有効ではないんですね。もちろん真犯人を気にはしますが、真犯人が出てきたからといって、「ああ、間違えたごめん」と言う裁判官もいなければ、警察も、検察官も、真犯人が出てきたからといって「ごめんなさい」と言った例は本当に少ない。ですから、私たちはやはり社会全体として、日本ではなぜ冤罪が多いのか、という事を考えていかななくてはいけない。

3. 情報化時代の冤罪

(1) マスコミ先導型冤罪

私はずっと「人権と報道・連絡会」というところで報道の問題に携わってきました。報道で最初から犯人らしく書き立てると、証人は「あの人が犯人なんだ」と思い込んで証言台に立つので証言も曲がってしまう。裁判官も「これほど騒がれているから有罪にするしかない」と有罪の方へ傾いていく。こうした具合に、報道が先走って裁判の邪魔をするという問題があります。報道は、証人の気持ちを変えてしまう、証人にあの人が犯人だと思い込ませてしまう効果がある。そこで、我々（「人権と報道・連絡会」）は裁判が決定するまでは犯人の名前を呼び捨てにはしない、できるだけ匿名にして報道する、外国ではよくあるように、それ位の事をするべきではないのか。今は誰々容疑者と、容疑者を付けるようになりましたけれども。容疑者と呼ぶようになったのは1990年頃で、その前は全部呼び捨てです。袴田であり、平沢であり、全部呼び捨て。「呼び捨ては酷すぎる、冤罪が多いのはマスコミのせいだ」と私ら（「人権と報道・連絡会」）が運動して、容疑者と付けるようになったのです。容疑者と付けただけで中身はほとんど変わらない、今でも酷いもんです。

(2) 1980年代の4つの死刑再審無罪事件

報道の問題は、日本では非常に重要です。政治とか、裁判とか、そうした日本の国を形作る根幹のシステムがありますが、そこにマスメディアが入ってきたために、日本では外国とは違う冤罪が生まれてきている。特に1980年代の4つの死刑再審無罪事件、免田事件、財田川事件、松山事件、島田事件。この4つは1980年代にみんな死刑囚が再審無罪になって出てきた。これは画期的な事で、本当は日本の裁判所は全部懺悔しなきゃいけないはずですよ。ところが日本では全然変わらなかったんです。まあ、私らにも弱みがあったんです。免田事件、財田川事件、松山事件、島田事件と（再審無罪が）続いた後、冤罪事件で手を組んでもっと運動を繰り広げようじゃないか、という動きがいくつかはありましたが、なかなかうまくいかない。みんな孤立していつてしまう。早い話、自分のところの冤罪の被告が助かればもうそれで精一杯、そこまで勘弁してくれ、という状態が今だに続いているんです。私らは何とかしてぶち壊さなきゃいけないと思い、他の事件の方たちと連帯を強めていく事をやろうとしているんですが、なかなかうまく進みません。

(3) 帝銀事件、平沢貞通さんの死後再審、20次

今はネットの社会。ネットで大騒ぎされる、ネットが炎上する。すぐに「誰が怪しい」って

話になっちゃう。何しろマスコミ、警察が動き出す前に「あいつが怪しい」と言い出す時代になってきている。こうした複雑化した社会の中で「そうではない」と、きちっとした近代的な法律、証拠に基づいて、証拠の厳密さに基づいて裁判は進めなければいけないという考え方がどんどん後退している。裁判員裁判なんて本当に感情的です。だから薄々と感じていらっしゃると思いますが、裁判員裁判に出た被告達は、もう何言っても駄目なんです。もう最初から裁判員たちも黙って「あいつが怪しい、あいつが犯人だ」と思っている人が大部分。私も裁判員裁判を傍聴したり、証人になったりした事がありますが、裁判員裁判は、良い面が2だとすれば悪い面が8です。しかも裁判員裁判に被害者参加制度があるのをご存知でしょうか。裁判員だけでなく、被害者が裁判に参加できる。被害者が苦しいのは当たり前。被害者が苦しければそれは福祉問題として国家が被害者の面倒を見るべきなんです。ところが今は裁判に出てきて「お前がちゃんと自白しないのはお前が悪いんだ」と遺族が被告人を責める訳ですよ。それを見て、被告にされた人は「もう裁判はやめよう、嫌だ」と言って抗議をしない。一審で死刑になってしまえば諦める人さえ出ている位に、裁判制度、司法制度が腐敗、墮落している。それは何も裁判官、検察官だけの問題でなくて、裁判員とか、一般の人達の間でも、この変な制度について考えなければいけないということです。だって、被害者が直接犯人を責める事になったら、これは江戸時代に逆戻りです。そうしちゃいけない。自分で復讐しちゃいけないので近代的な法律ができたはずなのに、それがもう通らない時代になってきた。この不思議な時代に帝銀事件の第二十次がさしかかってきているので、我々も必死になって何とかしようとしている訳です。

おわりに

最後に一つ私がお願いしたい事は、最近のテレビ、新聞で、特に政治家とか、実業家とか、自治体の長とか、みんな「安心、安全」と言うんですね。ところが、原発事故、あるいは天災が色々とあった時代ですから、安全に対して努力するのは当たり前。これはもう是非やって欲しいんだけど、「安心、安全」が合言葉みたいになっちゃっている。ところが、安心というのは、安心さえすればいいというものではない。冤罪をなくすために、もう少しみんなが疑ってほしい。こういう難しい時代だから、色々と犯罪が起きる。犯罪は一種の社会の病気だと思って、あの人は何であんな事やったんだろうと考えてほしい。あおり運転がああだ、こうだと、大騒ぎしていますが、あおり運転をする人はどういう気持ちであおり運転やっているのか。道路事情など社会インフラそのものに問題があるのではないかな？ そういった事にちょっと気持ちを変えていけば、この「安心、安全」という呪文、一種の神話みたいなものですよ。「安心、安

全のため」と言えば、みんなが「はい、分かりました」と言う、そんな時代ではいけないんじゃないか。少なくとも安心については疑って「こんな事では絶対安心はしないぞ」と。冤罪をなくすまでは頑張ろうという気持ちで、「安心、安全」という言葉をちょっと疑っていただきたい。それが私の最後のお願いです。ありがとうございました。

〔追記〕

本稿は、2019年1月26日（土）に明治大学生田キャンパス中央校舎6階メディアホールにて開催された第9回企画展特別プログラム講演会第2回「帝銀事件第二十次再審請求の現状」の書き起こしを加筆・修正したものです。本文中の（ ）内は資料館による補足です。

第9回企画展「帝銀事件と登戸研究所」記録
特別プログラム講演会第2回「帝銀事件第二十次再審請求の現状」

帝銀事件の毒殺の手口と毒物の謎をめぐって

渡邊 良平

帝銀事件再審弁護団, 弁護士

はじめに

宜しく申し上げます。弁護士の渡邊と申します。私は第十九次の中から再審弁護団に加わっております。これまで子供のころから帝銀事件についてはきいていて。私は地元が宮城県なので、そこでこの事件にも関係のある、名刺で使われた松井さんという医者が東北大学の方だったので、帝銀事件というのは小さいころから色々と身近に聞いていたという事もあり、因縁めいたものを感じております。

今日、私の方からはこの事件の経緯を簡単に振り返った上で、犯行の手口、そこから見られる使われた毒物はいったいなんだったのか、その点に絞ってお話いたします。さきほど浜田先生の方から、帝銀事件というのは「帝銀事件」と「平沢さん事件」、これは別物だと、後者の方は冤罪が作られてしまった、そういう事件であるとおっしゃられました（本誌121～162頁）。私は今日、ここでは前者の「帝銀事件」そのものに焦点を絞ってお話しをしたいと思います。予め事前の知識が皆さんおありの方も多いかと思いますが、整理をするために、いったいどういう毒物が使われたのか、もう一回ここで再検証するために、事件の経緯をもう一度簡単に振り返って、その上で、毒物についての判決が正しいのか、毒物というのはいったい本当はなんだったのか、そこに焦点をあててお話をいたします。

1. 帝銀事件の発端

(1) 事件の発生

まずは事件を振り返ってみます。発端です。先ほど冒頭の山田先生からのご挨拶であったよ

うに（本誌119頁）、事件は1948（昭和23）年1月26日、71年前の今日ですね。事件発生時間は午後3時20分とみている。いまはちょうど午後3時15分ですね。ちょうど71年前のこの頃に事件が行われたということです。この時被害を受けた帝国銀行椎名町支店、これは池袋に程近い椎名町にありますけれども、まだ昭和23年ですから、日本は戦後2年5か月程度しか経っていません。まだ独立もしておらずGHQの支配下にあり、街には進駐軍がいました。しかし、そういう中でも日本の経済活動はだんだん活発になって、銀行活動がおこなわれていました。ただ帝国銀行椎名町支店は今の銀行とは全く様相が違っておりました、近代的なセキュリティの施設なんかはもちろんなく、監視カメラももちろんありませんでした。質屋さんの建物を改造してつくられた木造の建物で銀行が営まれていました。

事件当時、この銀行には行員さん、小使いさんとそのお子さんを含めた総勢16名がいました。ここにちょうど午後3時20分ごろに一人の男がやってきました。犯人です。この男は東京都衛生局、そういった名前の腕章をつけ、そしてその時にいた責任者（支店長代理）を呼び、厚生技官医学博士の名刺を出してこのようなことを言いました。「いま近所の相田さんというお宅で集団赤痢が発生した。午前中、その家の人帝銀椎名町支店にきた。消毒をしなければいけないので予防薬を飲まなければいけない。ここにいる行員を全員集めてくれ」そのように言いました。それで16名全員がその男の周りに集まりました。男はこのように説明しました。「集団赤痢が発生したのでこれから薬を飲んでもらう。この薬は進駐軍の薬だ。歯の珐瑯質^{ほうろう}を傷めるので飲み方に特徴がある。喉に直接流し込んでもらう。今から私がやってみせるから、そのように飲んで欲しい。そしてそれを飲んだら一分後に中和剤を飲んでもらう」と言いました。そして男は実演してみせました。男は瓶を持っていて、渡された自分の湯飲み茶碗に瓶からピペットで数滴をたらし、そして、16名みんなが見ている前で飲んでみせました。舌を出して、それでこう舌を伸ばして下の前歯の表側に舌の裏側がつくようにして、そして茶碗から薬を流し込むようにして喉に直接流し込むようにして飲みました。16名がこれをじっと凝視していました。

そうすると今度は、男は時計を測って「一分が経ちました。今度は中和剤を飲みます」と言っ、机の下においてあった別の瓶から自分の茶碗に液体を注ぎ、それを飲んでみせました。このように男は実際に実演してみせました。生存した証人の証言によると、この時誰かが男に「歯を傷めるのならば、劇薬じゃないんですか」と言いましたが、これに対して男は「大丈夫ですよ」と答えたとのこと。また、これも別の証人の供述によると、誰かが「あなたはいつもこのように飲んでいて問題ないですか」と聞いて、これに対して男は「いつもしていることで大丈夫です。問題ありません」という風に答えたということです。

さて、このように実演してみせましたので、男は16名全員の前に湯飲み茶碗を並べて、そこにピペットからそれぞれ液体を数滴たらし、いれました。それで最初の薬の瓶は空になっ

たという事です。そして、「先ほどやってみたようにそれでは飲んでください。これが第一薬」、この一番目の薬の量は3～5ccだったといわれていますが、これはもちろん正確に測ったわけではなくて、後付けで、色々な証拠から、あるいは平沢さんの自白とかそういうものから導き出したもの。16名全員、さきほど犯人が実演してみせたのをまねして一斉に飲みました。

この第一薬についての生存者の証言は色々ありますが、大体共通しています。焼けつくような刺激があったと言う人、無色で臭いはしなかったと言う人、ウィスキーの強いようなものだったと言う人、喉が焼けるような激しい薬だったと言う人もいます。概ねこういった刺激がある薬だったと言っていることで共通しています。そして一分間経過しました。焼けつくような強い薬だったという証言がありましたが、この間誰にも異常はありませんでした。誰も倒れたりしていません。

それで一分経った時に男は瓶から16個の湯飲み茶碗に、また液体を注ぎました。「一分経ちました。おあがりください」と言いました。そうすると行員たちはみんな一斉にそれを飲みました。中には「もう一杯下さい」と言って、二杯分飲む人もいました。この第二薬についての生存者の証言ですが、「水のようにだった」と言う人がいます。中に一人だけ「喉の奥がヒリヒリしました」と言う人がいるのですが、これは第二薬そのものがそういうものだったか、それとも第一薬と併せてそういうものだったのか、調書を読みますと必ずしもハッキリしない言い方です。このようにして犯行が行われました。そして被害が発生しました。16名はそれを飲んだ後に「ウガイをしてもいいですか」と聞き、「いいですよ」と男が言ったので水道の方に行き、次々にバタバタと倒れました。16名全員が倒れて、それを見た男はそこにあった16万円あまりと小切手を手に取り銀行を立ち去りました。12名が死亡、4名は意識を失いましたが命をとりとめました。これが戦後まれにみる凶悪事件、帝銀事件の全容です。

2. 毒物に対する判決の認定

すでにご存じの方もいるかと思いますが、毒物が何かということを考えるため必要な情報を含めて今簡単にご説明しました。平沢貞通さんが後に逮捕されたりするんですが、ここではこの点については省略いたします。判決は、毒物に絞ってですが、結局何だったかと認定したかという、いま第一薬・第二薬と言いましたが、第一薬は青酸カリ、第二薬は水と認定しました。一審も控訴審も同じです。もちろん判決がこういう風に認定するにはそれなりの根拠が当然あります。

根拠としてはまず、遺体から青酸が検出されている。遺体12体が東大病院と慶大病院でそれぞれ6体ずつ解剖されたのですが、いずれからも青酸が検出しています。したがって、青酸

カリが死因であるという根拠になっています。また、生存者の証言で、第一薬は非常に刺激性が強いもので、第二薬は水のようなもので、この証言に合うように、第一薬は青酸カリ、第二薬は水ということです。青酸カリというのは非常に刺激が強いものなので、これにも合致すると。それから、これは必ずしも証言とかを見直してもはっきりしないんですけども、犯人はやっぱり第二薬を飲んだんだと。これは被害者たちに飲ませたものと同じものだったのかどうか、必ずしも記録をみてもはっきりしないところはあるんですけども、同じものだとすれば犯人は第二薬を飲んでも無事だった、飲んでも無害だったということで、そうすると第二薬は水だったという事は認定できるんじゃないかと。

もう一つは、これが最大の理由ですが、平沢さん自身の自白です。平沢さんはいろいろ供述の内容は変遷していますけれども、いったん認めた時には青酸カリと認めているというようなことも言っています。こういったことを根拠に一審判決、控訴審判決は、第一薬は青酸カリ、第二薬は水だという風に認定しています。それなりに証拠に沿った認定であることは当然であります。ちゃんと審理があった上で、裁判所の方で頭を使ってこういう判断をしたわけですから、何の根拠もない、というわけではもちろんないわけで。それなりに合理性のある認定という風には一見見えます。ただ弁護側としては、この認定は明らかに誤ったものという風に考えています。

その理由を述べる前に、まず、青酸カリを飲むとなんで人が死ぬのか。私は文系の人間ですから、詳しくはわかっているわけではありませんが、再審弁護団として色々な専門家の方に伺ったり、あるいは文献を見たりしてある程度把握していることによると、次のような構造になります。青酸カリあるいは青酸ナトリウムといった青酸化合物を飲むと、それ自体にももちろん毒性があるのですが、胃に入ります、そうすると胃酸ですね、これは塩酸が含まれているという事ですが、胃の中の塩酸と反応する。そうするとシアン化水素が発生する。これは常温では気体ですが、これがミトコンドリアの電子伝達系を乱したり、あるいは肺に入って赤血球から酸素を離脱させない。ヘモグロビンが酸素を運搬するわけですが、それを阻害するということで、肺に酸素が供給されなくなってしまう。それで死んでしまう。非常に大ざっぱな説明ですが、だいたいこういう風になるということです。で、ここで、ポイントとしては、要するに胃酸の状態やその人の体質によって効き目が変わってくるという事ですね。青酸の量が多ければ当然それは即死に至る、死亡に至る大きな理由になりますが、他方で、服用した人の体質とか胃酸の状況とか、そういうものでも影響を受ける。利用者の相互作用によって、効き目が人によって違ってくる可能性がある、ということです。

3. 判決への疑問

このような、要するに人によって違う、毒物の場合は誰でもそうです。今はあんまり言わないですけど、毒物の効果、どのくらい悪性が強いのかということ測るためにLD50という基準が以前は用いられていたといえます。これは50% Lethal Doseで、要するに致死量に至るにはどれくらいなのか、50%の人が死ぬ場合にはどれくらいの量なのか。ようは確率的にこれくらいの量を飲めば大体50%くらいの人が死ぬ、その量を致死量として考える。ということはどういうことかということ、必ずしも全員その量で死ぬとは限らない。例え致死量といわれているものでも、その量で死ぬとは限らない。何が言いたいかということ、人によって毒物というのは効いたり効かなかったりする。違いはどうしてもある。青酸カリについて言えば、これは色々な文献を見ましたが、青酸中毒は、青酸カリは超即効性の毒物という風に言われています。飲むと本当に数十秒で死んでしまう、と一般にはいわれていますが、ただ青酸カリを使った中毒事故というのは色々あって、そういったものの文献を見ますと、必ずしもすぐ死ぬとは限らない。大体一時間後くらいに亡くなる場合もあれば、場合によってはもちろん生き延びる人もいます。ということで、やっぱり超即効性だと必ずしも直ちに断定することはできないみたいなんです。

歴史上に有名な話、これ皆さん聞いたことあるかもしれませんが、帝政末期のロシアにおいてラスプーチンという人がいました。この人はロシアの皇族の家庭に入り込んで、権力を欲しままにしていた。ということで政敵である貴族たちが、ラスプーチンを憎んで殺そうと思って、食事に青酸カリを混ぜた。ところがラスプーチンは全然へっちゃらで、それで死ななかった。それで頭にきて今度はピストルで撃ったけれども、ピストルでも中々死ななくて、最後にネヴァ川という川に沈めて、水死させたという、こういう死に方だけはしたくないなと、こういうことがあった。まあ、歴史的にこういう風にいわれているので実際どうだったかはわかりませんが、要するに、ラスプーチンのように青酸を飲んでも直ちに死なない、効力が必ずしも大きくないという人が確かにいるという事です。その理由としては、このラスプーチンという人は胃の中の酸の量が極端に少ない、そういう体質だったのではないかと、という事も言われています。従って、青酸カリを飲ませても、ひょっとしたらラスプーチンみたいな人がいるかもしれない、効力がなかなか発生しない人もいるかもしれない。こういうことをちょっと頭に入れておいてもらいたいと思います。

それで、判決に戻りますけれども、先ほど判決は、第一薬が青酸カリ、第二薬が水だと。それは体から青酸反応が検出されたり、あるいは証言内容、これに依拠したと。ただ、これについては当初から色々な疑問がもたれています。弁護団としてもこれは事実誤認ではないかと考

えています。

判決への疑問点ですが、まず青酸カリは超即効性であるということです。ただ、いま言ったように、人によってはラスプーチンのようにすぐ死なない場合もある、ということなのですが、問題は、この事件の場合16名全員が、子供もいたにも関わらず、誰ひとり1分間全く、何の影響もなかったということです。そして、実際にバタバタと倒れ始めたのは、第二菓を飲んだそのすぐ後で、時間は正確にはわかりませんが、第一菓を飲んだ後、倒れだしたのは大体5分から7分後ぐらいではないかと、記録によると考えられます。この間16名全員がそういう状態だったと。誰も倒れなかった。これはやっぱりちょっと異常なことだと思われれます。中には青酸カリを飲んでも、まあ、ラスプーチンのような人がいて無事な人もいるかもしれませんが、一般には即死です。しかし、16名全員がラスプーチンだったようなものです。もし青酸カリだったとしたら、これは非常におかしい。これは前から即効性の青酸カリではないんじゃないかといわれていた、指摘されていたのは、まさにその通りだと思われれます。

もう一つ判決への疑問ですが、これはですね、遺体を解剖しまして、さきほど東大病院と慶大病院で解剖されたと言いましたけれども、慶大病院の方では遺体の血液中の青酸の濃度を測定しています。東大病院の方ではやらなかったもので、結局6体だけそういうのがわかるんですが。詳しい数字は割愛しますが、血中の青酸濃度が極めて高い。一般にこのぐらいの血中濃度が致死量といわれている量の数倍以上、十倍ぐらいとかそのぐらい。かなりの量の、高度な血中濃度が認められました。これはどういうことかという、専門家の方に色々聞いて回ったのですが、大体共通しておっしゃるのは、それはもちろん血中濃度が高いというのは大量の青酸を服用したから。それだけ大量の青酸を服用した場合どうなるかという、普通は即死でしょう、と。大体専門家の方は皆さんそう言います。そうすると、被害者の方は皆さん大量の青酸を服用したにも関わらず——それは血中濃度で証明されていますが、1分以上生存したと。まあ、5分か6分か7分ぐらい、それぐらい倒れることはなかったと。これは非常に不思議であると、考えられないことであると。従って判決文が認定した、第一菓は青酸カリであると、そういう単純なものではないのではないかと思います。

で、もう一つ、これは判決文で認定しているのですが、これは平沢さんの自白とかを加味しているのですが、青酸がどこにあったんだと警察に聞かれて、平沢さんは自宅で梅干し大の青酸カリ2つがあってそれを使った、という事を言っています。未遂事件でもちょっと使っているので、それを除きますと大体合計16gぐらいを帝銀事件で使用したという事なので、警察の見解では大体一人当たり1gを飲ませたということになるんですが、一般に致死量といわれているのは0.5gといわれているので、相当な、致死量をはるかに上回るような青酸カリを飲ませたという事になります。やはりこれは即死するような、そのぐらいの量ではありますが、しかし数分間、5～7分間ぐらい誰も倒れず、しかも16名のうち4名が生存しています。こういっ

たことから、第一薬が青酸カリだと、そういう単純な話ではないのではないかと、この判決には色々疑問があります。

4. 毒物の正体は何か

ここまでのこの事件の概要、そして判決への疑問です。それで、弁論の目的というのは、平沢さんが無罪であると、判決で認定した毒物は違うと証明する、それによって判決が立証されていない、有罪が立証されていないことを示す、これが弁護団の目的であります。弁論のターゲットは、判決の内容が間違っているという事を示すことです。従って、ちょっと極論を言えば、真犯人が誰だったのか、本当の毒物、実際に使われた毒物がなんだったのかを解明することは我々弁護人の役割ではない——というか、能力を超えていることであります。しかしそれにしてもやはり、こういう事件に関わっている以上、いったい毒物がなんだったのかということは非常に興味がありますし、また真実がわかれば、それは当然冤罪を証明する極めて有力な証拠になります。

そこで、弁護団の中で、色々、じゃあ毒物はなんだったのか、当然いろいろ議論されてきましたので、その内容を簡単にまとめて、こういう毒物の可能性があるということをお示したいと思います。色々な議論の中からでてきた、また、この事件についてはジャーナリストや科学者や作家などが、色々な見解を述べていますので、それを簡単にまとめたものをお示したいと思います。ただ、結論から言えば、それぞれ一長一短があって、これが正しい、これが真実だと断定できるものではありません。そういう意味では、これまでの議論を簡単にまとめただけという形になるかもしれませんが、それを示したいと思います。

その前提として、今この事件はもう結果が出てしまっています。12名の方が亡くなって、4名が生き残ったと。犯人はまんまとお金と小切手を持ち去ったと、そういうことができた、これは結果としてわかっていますが、一応ですね、ちょうど71年前の今頃犯行が行われたわけですから、犯人の立場に立って、今から犯行を起こすんだという視点からこの事件をもう一度見直してみたいと思います。皆さんがもし犯人で、これから実行するという場合に、いったい何を考える、何を心配する、これをちょっと想像していただきたいと思います。銀行には16名います。一番心配なのは何かというと、犯行を実行するためにはこの16名全員を、殺害までは至らなくても、少なくとも身動きできないぐらいにする必要があります。もし一部の人だけしか倒れなかった、残りの人は全然大丈夫だったということになった場合、犯人にとってはえらいことになります。捕まったり、あるいは通報されて失敗します。一度誰かが死んでしまったということになれば、これは死刑の可能性もありますから。とにかく犯人にとって一番

大事なことは何かというと 16 名同時に効果を発生させる、これが犯人の一番の関心事だと思われま

で、この同時にとというのがどういうことかということ、まず一つは、同時に飲ませなければいけない。誰かちょっと用心して、ひょっとしたら飲まない人がいるかもしれない、毒物を。それなのに、例えば 3 人ぐらい飲まない人がいる、残り 13 人が飲んですぐ死んでしまう。そうすると 3 人は犯人を取り押さえるか、通報するでしょう。こういうことになったら犯人としては終わりです。

もう一つは仮に飲ませることに成功したとしても、毒物の効果が人によって発生する時期が異なるのは困るわけですね。ある人は効果が遅くてまだ動ける、ところが他の人はもうさっさと死んでしまっている。こうなるとやはり通報されてしまう危険がある。そうすると犯人としては、一番大事なことは皆同時に効果が発生しなければいけない。このことを恐らく犯人はどうしたらいいかと散々考えたと思います。そういう視点から見ていきたいと思います。

A 説 青酸化合物（青酸カリ）+ 水

まず、A 説、B 説という形で話を進めていきます。それで、A 説。これは判決が認定したもので、第一薬が青酸カリなどの青酸化合物、第二薬が水ということですが、先ほど言いましたように、16 名全員が数分間異常がないと言って、そういう意味では判決の認定はおかしいだろうということを言いましたが、もう一つ今の視点から言いますと、青酸カリは一般に超即効性の毒物と言われているので、もしこれを全員がいっぺんに飲んで、いっぺんに死んでくれればよいのですが、そうじゃなく、もし飲まない人がいたらこれは大変なことになります。そういう意味では青酸カリを飲ませて、その後水を飲ませるとするのは、実行する犯人の立場からすれば、中々ちょっと難しいんじゃないか、ちょっと現実的ではないんじゃないかという気がします。

B 説 薄い青酸化合物 + 水

で、それとちょっと似たようなもう一つの別の説。B 説では、これは九研にいた人ですかね、伴繁雄さんという生体実験とかもやっていて、色々警察に事情を聴かれて、裁判でも証言をした人なのですが、この人は第一薬は薄い青酸化合物ではないか、それで第二薬は水ではないかと裁判で証言している。これどういう事かということ、16 名はすぐに死ななかつた、これを説明するために、青酸は青酸でもちょっと薄いやつだったと、こういうことを言っているわけですね。ではこの見解はどうかということ、16 名がすぐに亡くならなかつたことは説明可能かもしれませんが。ただ、やっぱり同じ問題があって。まず血中の青酸濃度が非常に高かったので、これはかなり大量に飲ませたはずなので、薄い青酸化合物というのはまず客観的に条件に合わない。それから、もし薄い青酸化合物だったら、一部だけ死亡して、一部だけ生存するという

可能性がある。この場合犯人にとって非常にまずいことになる。そういう意味で犯人の視点から見ても、また残された客観的な証拠から見ても、こういった組み合わせというのは、ちょっとありえないんじゃないかという感じがしてきます。

C説 アセトンシアンヒドリン + 水

では今度はどういう見解があったかという、これは先ほど冒頭で山田先生から「青酸ニトリール」というのが実は犯行毒物だったんじゃないかと、それは旧陸軍で研究された毒物を使っただんじゃないかとありました。これは「アセトンシアンヒドリン」とか、そういう言い方もするようですが、これは青酸化合物ですが、青酸カリよりは少し遅効性、効果が発生するのが少し遅い。「アセトンシアンヒドリン」は、水を加えると加水分解して、シアン化水素が発生して毒性を発生させるという事で、これは帝銀事件の条件に激しく合致するように思います。それでもし帝銀事件の毒物が「アセトンシアンヒドリン」だとすると、これは平沢さんが入手することはまず困難であって、そういう意味では平沢さんの冤罪説を強く裏付けることになりま。これは有力な候補ではないかと思っておりますが、ただ、「アセトンシアンヒドリン」というのも効果は人によって異なる可能性があります。水によって加水分解されて効力が発生するとしても、本件の場合にはみんな一斉にバタバタと倒れているわけですね。そういった一斉に倒すような効果があるのかという事はちょっとわからない。そういう意味ではちょっとモヤモヤしたところもありまして、私は必ずしもこれではないかもしれないという思いもあります。ただ有力な候補の一つだとは思いますが、そしてこの場合は、平沢さんはこんなものは入手していないわけですから、当然平沢さん無罪説を裏付けることになると思います。

D説 青酸配糖体（アミグダリン等） + 酵素

更にですね、別の候補として、D説。これはジャーナリストの吉永さんという人が、この人はTBSの記者だった方ですが、色んな人に聞いて回ってその結果、『謎の毒薬 推究帝銀事件』（1996年、講談社）という本を書いたのですが、そこに、第一薬が青酸配糖体——アミグダリンとかそういうものがあるらしいのですが、それで第二薬がそれを分解する酵素であるという見解を述べています。これはどういうことかという、アミグダリン、青酸配糖体というのは青梅の種やあんずの種、そういった種の辺りに含まれており、青酸と糖が結合したもので、これを加水分解したり酵素を加えると糖が離されて青酸が出てくる。これが胃液と反応するとシアン化水素が発生して死に至る。ということで、これを二つに分けて飲ませたんじゃないか。つまり、第一薬で青酸配糖体を飲ませて、第二薬でそれを分解する酵素を飲ませる。これによって、体内でシアン化水素を発生させるという説を唱えている。これは犯人が二回にわざわざ分けて薬を飲ませるということはかなり合理的に説明できる見解ではないかと思えます。

これは当然有力な候補だと思うのですが、これも含めて専門家の方々に我々弁護団で聞いて回ったのですが、これもあり得るという見解もあれば、ちょっと疑問点を示された方もいました。それは、アミグダリンというものを殺害するために使うとなると、かなり大量の青酸配糖体が必要なんじゃないかと。しかも、もし第一薬を青酸配糖体にするとなると、かなり濃度が高くなって、ドロドロでベタベタのものになるはずだと。これは生存者の言う第一薬の様子とちょっと違うんじゃないか、ということですね。ですから、もし可能だとしても、本件の証拠と合うものかどうかとなると、ちょっと疑問点がある。ということで、これも有力な候補の一つではあるんですけども、ちょっとこれで本当にいいのかわからない。少なくとも証拠の裏付けというものが無いと言えます。

E 説 青酸化合物 + 酸 (塩酸など)

それから、次のE説ですね。これは先ほどちょっと出てきた、登戸研究所にいて、生体実験なんかで詳しい伴繁雄さんという人が少し供述の中で述べているんですが、第一薬が青酸化合物、第二薬が塩酸とか酸ではないかと言っています。これは先ほど言いましたように、体内の胃酸の状況、塩酸の状況によって効力が違ってくる。酸の少ない人はラスプーチンのように全然効力がない場合もあるので、それをむしろ酸を飲ませてしまう。体内にある酸を利用するのではなく外部から入れる。それで青酸化合物と塩酸を入れて、無理やり反応させてしまう。こういう可能性もあると伴繁雄さんは言っています。相手の体質によらずシアン化水素が発生する、こういうことがもしできれば、二つの薬を飲ませた時点で効果が発生するわけですから、先ほど言った同時に殺害するという事が可能になる、という事が言えると思います。ただ、証拠とそぐわない点がもちろんあります。第一薬が青酸化合物という事で、やはりこれは16名全員がしばらく異常なかったという事実と反してしまいます。それから、第二薬は水のようなものだったという証言とかなり異なってしまいます。塩酸というのは強い刺激性がありますので、こういうものを飲んだらやはり水のようなだとは言わないんじゃないか。もちろんこの証言が間違っているという事もありますが、少なくとも出てきている証言とは合わない、という事になります。

F 説 酸 (塩酸など) + 青酸化合物

それからもう一つ、F説。最後になりますが。他にも、もちろん色々な見解がありますが。これはE説を逆にしたんですね。第一薬が塩酸、第二薬が青酸化合物で、E説の順番を変えただけなので、同じく二つの組み合わせによって体内でシアン化水素を発生させる。で、これだとやはり相手の体質によらずに体内でシアン化水素を発生させることができる、というので、二つの薬を飲ませるという理由を説明できる。それから、第一薬は16名全員に異常がなかった、

味が刺激的であったといっても誰も倒れなかったという説明が一応可能かと。塩酸を飲んでも大丈夫なのか、というのはどうかなとは思いますが。色々調べてみますと、塩酸でただれたりすることはあっても、それで直ちに死亡することは無い。もちろん量にもよるんでしょうけれども、そういう事がいえるみたいなので、これも一応説明が可能かと。また、生存者の第一薬は非常に刺激性があったという証言も説明をすることができる。しかし、この見解にも欠陥があって、先ほど言ったように、犯人はどうもみんなに注いだのと同じような第二薬を自ら飲んでみせた可能性がある。そうすると、第二薬が青酸化合物というのはちょっと違うんじゃないかという事が言える。それから第二薬は水のようなだったという証言にも反することになる、ということになります。

5. おわりに

いま、ざっと駆け足でいろんな組み合わせがあるんじゃないかということを行いました。これはこれまで弁護団の中で、判決が誤りというのはいいとしても、いったいこの毒物がなんだのかという事に関して色んな見解が出て、また色んな専門家に聞いて、それで現段階ではこういう方法がありましたということの説明したものです。今言いましたように、それぞれ証拠と整合する、うまく説明することができる部分もあれば、他方でちょっと合わない部分もあるといえて、弁護側としては、これが間違いなく犯行毒物だといえる毒物は、少なくとも現段階の証拠ではいえない。もし、これを聞いて、皆さんの中でこういうものがあるんじゃないかと、特にこういった薬物や医学関係の方で専門知識のある方がいらっしゃったら、ぜひ弁護団の方に教えていただきたいと思っています。

ただ先ほど言いましたように、少し話が戻りますが、弁護団としては青酸カリと水だということこの判決認定は、これ自体は間違いだと確信しています。というのは、先ほど言ったように青酸カリは即死、16名全員が無事だったという事はある得ないということもあるのですが、もっと普通の証拠の関係です。まず、平沢さんがどうやって青酸を入手したかということが全然明らかになっていない。平沢さんの自宅から青酸カリが見つかったわけではなく、また、どこかの印刷工場やメッキ工場で管理されていた青酸カリが盗まれたとか失ったという記録も出ていません。平沢さんがどうやって青酸カリを入手したのかというのは、これは今であれば一番重要な立証になりますが、これが全然明らかになっていない。そういう意味で物証が全然ない。もし今であれば、平沢さんの自宅から青酸カリが見つかる、それと犯行に使われた青酸カリと成分を分析したら、例えば不純物の割合が全く同じだったと、そこまでやって初めて、これは平沢さんが犯行を行った可能性があるといえるのであり、こういった立証が全くこの裁判

には欠けています。

先ほど物証が全くないという話が出てきましたけれども、敢えて言えば名刺がありました。似たような事件が前年の10月に安田銀行荏原支店で発生し、お医者さんの名刺を犯人が使ったと。その名刺を平沢さんがそのお医者さんから青函連絡船に乗った際に受け取ったと。それが逮捕時には持っていなかった。そのため、10月の犯行時に渡したのではないかと。それが一応物証になって、物証はあるにはあるのですが、しかしその物証といっても、お医者さんが持っていた名刺全部、一枚残らず把握しているわけではなくて、いくつかの名刺が結局どこにいったかわからないというのがまだ残っている状態で、そういう意味で、名刺で立証というのは非常に、今の視点からすればかなりおかしい。そういう意味では、弁護側としては、平沢さんの無罪というのは毒物が何かというのはぜひ知りたいのですが、それが決め手だというわけではなくて、刑事弁護の基本に立ち返り、とにかく判決文を見て、それをするためには証拠が非常に不足している。ここがやっぱり基本です。当然、新証拠が必要ですから、その中には犯行毒物がどういう薬物だったかを示すこともあるし、また最初に浜田先生が言われたように、自白の過程というのはあまりにも客観的な事実関係と違って、「逆行的構成」、これは非常に説得力があるんですけども、これを聞いているとこの自白はどう考えてもおかしいだろうと思われることがありますので、こういったものも新証拠として出して、ぜひ再審開始に持っていきたいと思っています。

それで、現在すでに再審請求書は出して、浜田先生が書かれた供述分析の鑑定書も新証拠として出してあるんですけども、毒物についてさらに補充して証拠を出すという事を言っていて、これを再審請求の補充書で弁護側としては出す予定でいます。そのための材料として、研究機関の名前は言えないのですが、某研究機関に依頼して、豚に青酸を投与する実験を現在進行形で継続中です。何度かやって、それで色々データを示して新しい証拠として提出したいと思っています。

いま動物実験というのはかなり色々な条件が必要で、動物に苦痛を与えない、無駄な殺傷をしないということで、昔と比べると動物実験は非常に色々な審査も必要で難しくなっていますが、何とかこの審査を通過して、豚に青酸を投与するという実験を継続中です。

ここから何がわかるかということ、色々なデータを集めているところで、結果が出ないとわからないのですが、例えば青酸カリの場合の致死量はどれぐらいなのかということは、ものの本には書いてあるのですが、生体実験ができるわけではないので。医療の文献などは証拠に出せるのかもしれませんが、きちんと実験をしてそれをデータとして証拠として出すという事がやはり必要かと思われまます。

また、先ほど青酸の血中濃度が非常に高かったということを申し上げましたが、これはなんで血中濃度が高くなるのか。普通に考えれば投与量が多かったから、青酸の量が多かったから

濃度が高くなったと言えるのかもしれませんが。もう一つは測り方の問題で、死後、だんだんと、胃や心臓などに青酸が染み込んでいって、それで最終的に解剖したときに高くなったと、こういうこともあるのかもしれない。単純に血中濃度が高いから量が多いと決めつけるのではなく、そこら辺をきちんと実験によってデータで裏付けて、それを証拠として出したいということで、今それをやっているところです。

これは最終的にデータが集まらないと何が言えるかという事はわかりません。ただ、私自身は青酸を投与して豚によって死亡に至る時間が全然違うと、そういうことがもし出れば、それはやっぱり死亡予測というのは不確定であって、人によって、相手によって違うという事が言えます。そうすると犯行の特徴として遅効性だった、速効でなかったというのもあるのですが、効果が発生するのが遅かったと同時に、16名の方がバタバタと倒れるのが殆ど同時なんです。同時に倒すことはなぜ可能だったのか。人によって違うのであれば、そういうような工夫がされているはずだ、何かなされたはずだということも明らかになると思っています。従って実験の結果について、実験はまだ途中、半分ちょっと過ぎたぐらいなんですけれども、この結果次第ではかなり色々な証拠を得られるのではないかと思います。現段階、まだ現在進行中ですので、今後どうなるのかわからないところがありますが、今こういう状況ですと途中経過のご報告という事で、そういう意味でみなさんには今後も見守っていただきたいと思います。

ご清聴ありがとうございました。

〔追記〕

本稿は、2019年1月26日（土）に明治大学生田キャンパス中央校舎6階メディアホールにて開催された第9回企画展特別プログラム講演会第2回「帝銀事件第二十次再審請求の現状」の書き起こしを加筆・修正したものです。本文中の（ ）内は資料館による補足です。

第9回企画展「帝銀事件と登戸研究所」記録
特別プログラム講演会第2回 「帝銀事件第二十次再審請求の現状」

質疑応答

〔問1〕 2点あるんですけども、平沢氏は事件を起こした当日というのは、アリバイの話というのは全然聞いてなかったので自分が知らないだけなんですけれども、アリバイはどうなっているんでしょうか、というのが第1点目。もう1点は小切手の額面はいくらぐらいだったんですか。

〔山際〕 あんまりアリバイの事は私も詳しくはないのですが、当日、親戚というか娘さんの旦那さんが勤めていた船舶協会のようなところへ行っていて、それであとどこかで娘さんの関係でやはりタドンをもたらったということがある。タドンを買って、当時燃料が不足でしたから、自宅に帰ったと。それが犯行時間の午後3時20分に間に合わないというのがアリバイとして出されたのですが、そのアリバイを証明する娘さんの関係のアメリカの方が中々連絡がつかなかったりでアリバイの証明が上手くいかなかった、という経緯があったと聞いています。

小切手は確か1万7千円、16万の現金と。金庫は開いていたそうですから、金庫でもっと高額なものを取ることもできたのに、どういうことか、手元にあった16万円と小切手1枚だけ取っていった、そういう不思議な事件。その理由ははっきりしないんです。

〔山田〕 それで、この小切手は換金されているんですね。

〔山際〕 翌日換金されてまして、警察が全銀行に手配すれば間に合ったはずなのに、通知が行かない間に別の銀行で換金されてしまいました。

〔問2〕 色々、平沢さんが真犯人ではないという材料を教えてくださいと思いますけれども、お三方はそれぞれ、真犯人は誰だと思いですか。誰の可能性が高いと思っていられると思いますか。

〔山際〕 最初の話にもあった通り日本陸軍の第九陸軍研究所、この登戸研究所の関係者に間違いないと思います。それを伴さんという人が捜査当局の追及から逃げちゃって、結局ちゃんとした証明を得られなかったために…。第九陸軍研究所の関係者が大勢いましたから、

あるいは関係者のまた知り合いかもしれない。

〔問者〕 その陸軍の研究員がやったということですか。

〔山際〕 いや研究員かどうかはわかりません。関係者であったことは確かだろうと思いますが、中々それをストレートには言っていない訳です。

〔浜田〕 私の立場は真犯人を探し出すというのではなくて、被疑者・被告人の立場になり、再審請求を出した平沢さんが事件には関与していないということを証明することにあります。丸正事件のように、真犯人を究明することによって冤罪を晴らそうという発想はもちろんありますけれど、これは冤罪救援の本来ではありません。実際、丸正事件では、裁判所がなかなか思うように動いてくれないことに業を煮やした弁護人が、家族の中に真犯人がいるとして告発した結果、逆に名誉棄損で有罪判決を受けてしまいました。本来、冤罪救援の活動は事件の真相究明とは違う。つまり、被疑者・被告人が、実はこの事件とは関係のない無実の人だということをいかに証明するかという事であって、真相を究明することではありません。

〔渡邊〕 浜田先生と同じで、先ほど私の話の中でも言いましたように、真犯人は誰かとか真実は何かと、そういう事は必ずしも帝銀（再審請求）の今回の目的とは違って。当然それはどうしても考えてしまう。敢えて言えばですね、誰が犯人かという事はもちろんわかりませんが、ただなんとなく科学的な知識に長けた人であったことは間違いないという風に思っています。

〔山田〕 登戸研究所資料館の立場から言いますと、私たちはどちらかというと特務機関だとか、実戦を経験した人間じゃないかと考えています。というのは、今から十数人の人を殺すという事を平然とやっているわけですね。非常に落ち着いてやっているというのは生存者の証言にもあります。ですからそういう場数を踏んでいる。そういうことを考えると、研究者というよりも、実行をしてきた人間の方が、何かちょっと怪しいんじゃないかなあと考えておりますけれども。でもこれはまだ全然…これを立証せよと言われてもできないのですけれど。すいません、余計な事言っちゃった。

〔問3〕 3点ほど伺いたいののですが。渡邊弁護士さんの現在行っている薬物の実験について、青酸カリ以外にはどのような薬物を実験されているのか。2つ目は、生存者は事件当時どういう状況だったのか、死亡直前で助けられたのでしょうか。3つ目は、捜査資料の情報公開はどの程度公開されているのか、70年経っていますが全部廃棄されてしまったのでしょうか。

〔渡邊〕 (1つ目について) 今の実験では、現時点では青酸カリのみです。

(2つ目について) 生き残った4名の方は、皆さん意識を失って、その後に救護され

たという事なので、命は失わなかったものの全然無事ではなくて。ただその後は、普通に生存されたと思います。

(3つ目について) 証拠開示は今もやっています。ただ中々全部は開示されないということがあります。これは、廃棄はされていないようです。警察庁で保管はされている。

〔問者〕 4名の方が生存されていて、彼らの証言というのは公開されていないのでしょうか。

〔渡邊〕 そういうのはもちろん公開されています。ざっと証言をみますと、支店長代理の供述はかなり詳しく具体的なのですが、他の方はあまり詳しくはないですね。私が見たところでは、こういう状況だったので、記憶もはっきりしないということもあったのかもしれない。例えば飲み方ですね。どういう順番で飲んだか非常に関心があるところなのですが、ここが必ずしも堅実ではなくて、あるいはみなさん一致してなかったりすることがあって、ちょっと記録としてはもどかしいものがあります。

〔問4〕 毒物についてですけれども、アセトンシアンヒドリンだとすれば登研に関連すると思うのですが。アセトンシアンヒドリンというのは現代の言い方であって、薬品はずっと青酸ニトリアルという風に言われています。だけど化学的に言えば、なんてへんてこな名称ですね、青酸ニトリアルというのは。何でこんな名前を付けたんだろうというような名前の付け方をしているので、そういう言葉を使うグループがあったのかな？と。もしかすると登戸研究所のグループかもしれないんだけど。こんな変な名前がいつ、どこから出てきたのかお伺いしたいです。

〔山田〕 アセトンシアンヒドリンという言い方も、当時もしています。一種の略称のような形で登戸研究所関係者の中で青酸ニトリアルという言い方をしているのですが。正式にはアセトンシアンヒドリンというのは当時から使われている言葉です。

〔問5〕 浜田先生にお聞きします。虚偽自白が生まれた構造というのを大変わかりやすくお話しいただいたのですが、取り調べる側の、お前がやったんだ、お前に違いないというのは、予断、思い込みを超えたところで、信じ切ってやって、その結果虚偽自白が生まれてくるというように理解したのですが、少なくとも職業的知見のあるプロの取調官が、おかしいんじゃないかと疑うこともなく、そういうところに入り込んでしまうのは心理的に何かあるのでしょうか。

〔浜田〕 帝銀に限りませんが、取調官が犯人だと推定している被疑者がひよっとしたら無実かもしれないと考える。あるいは自白が出たけれど、その内容がちょっとおかしいんちゃうかってことを思うのはごく自然なことだと思うんですけど、ところが高木検事(平沢貞通を取り調べた検事)の取調べでも、質問の中にひよっとしたらお前はやっていな

いんじゃないかっていう発言が出てこないんですね。

恐らくは、頭では思っても職業意識としてその疑いを表に出さないという事が一つ。それから、他の事件では取り調べ録音テープなんかにも最近は出ていますので、そういうのを聞いてますと、高木検事の場合は一対一で聞いた形になってはいますが、その場には書記官が当然いますので、表向きは複数で聞く形なんですね。そうしますと、心証としてひょっとしてこの人はやっていないんじゃないかと思ったとしても、それを口に出して言えば、立ち会った他の人にどう受け止められるかという事を考えてしまう可能性があると思っています。複数の取調官が一緒になって一人の被疑者を追及するときに、ひょっとしたら違うかもしれないということを相方のいる前では言えないような場の構図があるように私は思っているんです。狭山事件とか、袴田事件とか、追及している捜査段階の証拠は極めて脆弱なんですね。袴田さんの場合であれば、着ていたパジャマに醤油のシミとも思える僅かな血がついているというだけで疑われて、この血液を説明しろとやってくるわけです。それだけで有罪の確信を持つことが出来るはずがないというところで、もうお前以外には犯人はいないというふうに迫っている。これを私は「証拠なき確信」と呼んでいます。取調官はそれくらいの確信を持ってやらないと自白はとれないと思っています。心証上、無罪の可能性はあると思っても、それを表に出さないという形で落とすことを考えているというように見えます。確信を持って調べると言っても、本当のところはただの思い込みなんですけれど、もちろん人は一定の証拠があるから確信するんですけれど、しかし決定的証拠があって追及しているわけではない。決定的証拠があれば、別に自白なんか要らないはず。ところが自白が必要だというのは証拠が十分でないということの裏返しです。確信という言葉、我々が普段どういうところで使っているかを考えてみて下さい。例えば、AさんがBさんを殺す現場を目の前で見ると、私たちはAさんが犯人だと確信していますとは言わないんですね。Aさんが犯人だと知っていますと言うわけです。「知っている」ということと「確信する」ということの間には隙間があるんです。その隙間の部分を私たちはあまり意識せずに、そうに違いないと思い込んでしまう。だから報道なんかで被疑者が捕まったと報じられると、それだけで「こんなひどい奴がおって」という風に確信してしまって疑わない。人間はちょっとしたことでそんなふうになり込んでしまうようになっている。取調官もまたそういう心理的構造の中であって、しかも捜査組織の人間として有罪立証のために取り調べているという事が背景にあるんじゃないかなと思っています。

〔問6〕 毒物と同じぐらい重要な証拠として腕章があると、「東京都衛生局防疫班」の腕章。

浜田先生のお話にもあったように逆行的構成ということにも関わってくると思うのですが、相田さんという人の家で赤痢が発生したということでしたが、犯人が腕章を用意しているという事はそこで赤痢が発生したという事を知った上でないと用意できない訳ですよ。平沢さんは相田さんのところで赤痢が発生したということのアリバイの範囲の中で、時間の中で、知っていないと犯人になりようがないわけですよ。20年ほど前の浜田先生もご出演されたNHKのETV特集で、相田さんのご近所の方が証言者として出演され、その日GHQが入るなという幕を張っていたので「相田」という表札を見ることはできなかったと言っているんですね。これらのことを考えると、まず平沢さんはどうやって赤痢発生を知り得たのか、どうやって相田という名前を知り得たのか。しかも3時過ぎ池袋駅を出た時点でそれを知っていなければならないと、これどう考えても論理的に成り立っていないように思うのですが、この辺りはこれまでの裁判あるいは弁護ではどのように処理されているのでしょうか。

〔浜田〕 判決上どうだったかというのはちょっと記憶にないのですが、それは最大の謎です。自白の中ではたまたまGHQのジープが止まっていたので、っていうんですけど、先ほど地図を見ていただいたように、相当遠回りをしないと見えないし、またジープがそこに止まっていた事実はあったようですけど、彼が3時10分前に池袋駅を出て歩いていきますと、その段階ですでにジープは帰っているということが他の証拠から明らかになっています。ですから、平沢さんが相田宅で赤痢が発生したというのを知り得る状況では決してなかったんですね。自白でもそれはクリアできないものですから、「たまたま見た」という以外にないんですが、たまたま見たというそのジープも、実は実際に居た時間帯とは合わない。この点について平沢さんは決定的に無実であるわけです。そのこと自体が、彼がこの事件を起こし得なかったという証明になるはずなんですけれども、裁判所はまったくそのことに触れていない。普通に考えたらこれ、あり得ない話なんです。それなのに平沢さんはこの自白で死刑判決にまで繋がってしまう。そういう構図になっているという事だと思います。

〔問7〕 平沢さんが帝銀事件の犯人として疑われていた後で、10万円の現金を持っていたという事ですが。以前TVか何かでやっていたのですが、平沢さんが春画を描いてそれだけのお金を得ていたけれども、結局供述でそれを言わなかったという報道があったのですが、何かそこについて研究は進んでいるのでしょうか。

〔山際〕 その問題は第十九次再審請求時に随分やられたようです。私の聞いているところでは、確かに春画を描いていたであろう、と。しかしそれをいつ描いて、いつお金になったかということはいくらもきっちり立証できないという事と、もう一つは春画の問題で森川

哲郎さん（作家・「平沢貞通さんを救う会」創設者）が偽証の疑いで逮捕されているんですよ。有罪になって、刑務所に行ったりして、それはひどい弾圧なんですよ。そういう意味で森川さんが逮捕されて弾圧されたという事が、春画問題についてちょっと弁護士団に躊躇をもたらしたのかもしれませんが、と思います。それからもう一つは、何万円持っていたという問題はね、平沢さんという人はあんまり自分でお金の出入りをきっちり書いて持っているという人ではなかったらしくて。ある意味画家というのはいずれ描くよということは何万円ももらっちゃうパトロンがいたり、昔描いたもののお金がきたり。まあお金は結構そんなに不自由していたわけではないという考えもありまして。散々お金のことは警察側は追求したようですが、なかなか何月何日にいくら入ってどうのという証明は難しいようです。

〔問8〕 1980年代に松山事件、免田事件などで再審無罪になったということは、白鳥決定が大きな再審決定をこじ開けた大きな判断、裁判所の判断があったと思うんですね。免田事件、松山事件もそうなのですが、事件そのものではなく社会的な変わり目、国家警察が自治体警察になる時にこういうのが発生しているんですね。事件そのものではなくて社会的な背景は再審決定に関係なかったのでしょうか。

〔山際〕 大変興味ある問題を提起されたと思います。1980年代の4つの事件は確かに白鳥決定によって非常に有利な状況になって、みんな再審開始が出た。というのは、当時最高裁にいた人たちが、戦後民主主義を体現している人が何人かいたようですね。まあ団藤重光さんが有名ですけども。団藤さんよりちょっと前にも何人か最高裁で、法律にのっとった、ちゃんとしたことをやった人がいて、もちろん調査官にもちゃんとした人がいて。あの4つの事件は戦後民主主義の残りがかろうじて表面化した時期と僕は考えています。ところが、その人たちが最高裁から全部いなくなった後、戦後民主主義がいよいよ壊滅状態になったという考えです。

〔浜田〕 死刑確定事件で再審無罪になったのは80年代の4件のみで、その後、次は袴田事件ではないか、次は名張事件ではないかと言われたことがありますが、それ以降30年、死刑に関しては再審開始がないんですね。袴田事件はこないだ再審決定が出ましたが、それがまた取り消しされてしまいましたから。死刑確定事件で再審が実際に開かれたのは30年間無かったということになります。そのことをどう考えるのか、法の世界でいったい何が起きているのかという問題があるかと思います。しかし、死刑確定後に再審を求める人たちはたくさんいるわけで、しかも死刑執行された事件もいくつか再審を望んでいる。死刑執行された事件を再審開始決定を出すぐらいの勇気をもった裁判官が今の法曹界にいるのかどうかという問題にも絡んでくると思います。

〔渡邊〕 今の状況は確かに80年代の連続して死刑の再審が出たというあの時期と、今現在の時期とどうつながっているか。これは形態からお話することではありますけれど、最近ですね、上告をすると、前と何が違うかという、すぐ棄却されちゃうんですね。棄却スピードがものすごく速くて、上告趣意書を出すと、これは再審ではなく普通の裁判ですけれど、刑事事件で上告趣意書を出すと、一か月もしない間に棄却されるというのがものすごく多いんですね。記録から見ますと、いくらでも疑いがあると、そういう余地があると。もうどうしようもない事件も確かにあるんですけど、どう見てもこれはちゃんと認定していないだろうと。そういうので上告趣意書を出しても、本当に三行半ですね。事実誤認の誘導について憲法違反とかに該当しないのでだめだと。前から言われてはいるのですが、これは三行半で棄却されるだけではなくて、そのスピードがやたら速まっている。提出してから二十日、あるいは一週間ぐらいで棄却されてしまうという事がいくらでもある。本当に読んでいるのかと、書いたものを本当に読んでくれているのかと、ちょっと疑う面もあって、そういう意味ではなんだか最近、私の経験の範囲でしか言えないのですが、最近変わってきているのではないかと経験上ではありますが、そのように感じています。

〔追記〕

本稿は、2019年1月26日（土）に明治大学生田キャンパス中央校舎6階メディアホールにて開催された第9回企画展特別プログラム講演会第2回「帝銀事件第二十次再審請求の現状」の書き起こしに加筆・修正したものです。本文中の（ ）内は資料館による補足です。